

# 釜石市再生可能エネルギーゾーニング 解説書

令和7年4月

企業立地港湾課 ゼロカーボンシティ推進室

# 目 次



1. 再生可能エネルギーゾーニングの背景と目的		
1. 1	当市の目標	P3
1. 2	当市の取り組み	P4
1. 3	再エネの推進の課題	P5
1. 4	釜石市の市民の意向	P6
1. 5	ゾーニングの目的と期待される効果	P7
2. ゾーニングマップの検討の流れ		
2. 1	対象とする再生可能エネルギーの種別と条件	P8
2. 2	マップ作成までのステップ	P9
2. 3	関係機関協議等の結果	P10
3. ゾーニングマップの作成結果		
3. 1	太陽光発電、風力発電（陸上・洋上）のゾーニングマップ	P11
3. 1. 1	条件検討の流れ	P11
3. 1. 2	基本的な条件の設定方針	P12
3. 1. 3	面積規模によるスクリーニング	P14
3. 2	太陽光発電のゾーニング	P15
3. 2. 1	ゾーニングマップ（案）	P15
3. 2. 2	条件設定（案）	P16
3. 3	陸上大型風力発電のゾーニング	P18
3. 3. 1	ゾーニングマップ（案）	P18
3. 3. 2	条件設定（案）	P19
3. 4	陸上中型・小型風力発電のゾーニング	P21
3. 4. 1	ゾーニングマップ（案）	P21
3. 4. 2	条件設定（案）	P22
3. 5	洋上風力発電のゾーニング	P24
3. 5. 1	ゾーニングマップ（案）	P24
3. 5. 2	条件設定（案）	P25
3. 5. 3	“有望検討エリア（仮）”の検討	P26
3. 5. 4	波力発電の検討	P28
3. 6	中小水力発電のゾーニング	P30
3. 6. 1	検討の流れ	P30
3. 6. 2	ゾーニングマップ（案）	P31
3. 6. 3	導入候補地の抽出および現地調査の実施	P32
3. 6. 4	個別カルテ（案）	P33
3. 7	木質バイオマス熱利用のゾーニング	P35
3. 7. 1	検討の流れ	P35
3. 7. 2	ゾーニングマップ（案）	P36
3. 7. 3	条件設定（案）	P37
3. 7. 4	事業候補地（案）	P39
4. ゾーニングマップの活用方法		
4. 1	マップの活用イメージ	P40
4. 2	促進区域の検討	P41
4. 3	活用時の留意事項	P42
4. 4	事業検討時の配慮事項	P43
5. スケジュール		P45

# 1. 再生可能エネルギーゾーニングの背景と目的

## 1. 1 当市の目標

### <当市の温室効果ガス削減目標>

(計画目標) 温室効果ガス排出量を

2030 (令和 12) 年度に 2013 (平成 25) 年度比 **55%**削減

⇒意欲的に対策を進めることによって実現を目指します。

(長期目標) 2050 (令和 32) 年に温室効果ガス排出量実質**ゼロ**

⇒ゼロカーボンシティの実現を目指します。

当市の再生可能エネルギー発電設備導入目標  
39,180kW(R4.3時点) → 119,626kW(R13.3)

約  
3倍

再生可能エネルギーの種類		現在の導入量	2030年度	
			追加導入量	追加後導入量
発電	太陽光	12,520kW	18,377kW	30,897kW
	風力(陸上)	17,160kW	69,060kW	76,860kW
	中小水力	650kW	1,889kW	2,539kW
	バイオマス	8,850kW	0kW	8,850kW
熱利用	バイオマス	0kW	480kW	480kW
合計		39,180kW	89,806kW	119,626kW

# 1. 再生可能エネルギーゾーニングの背景と目的

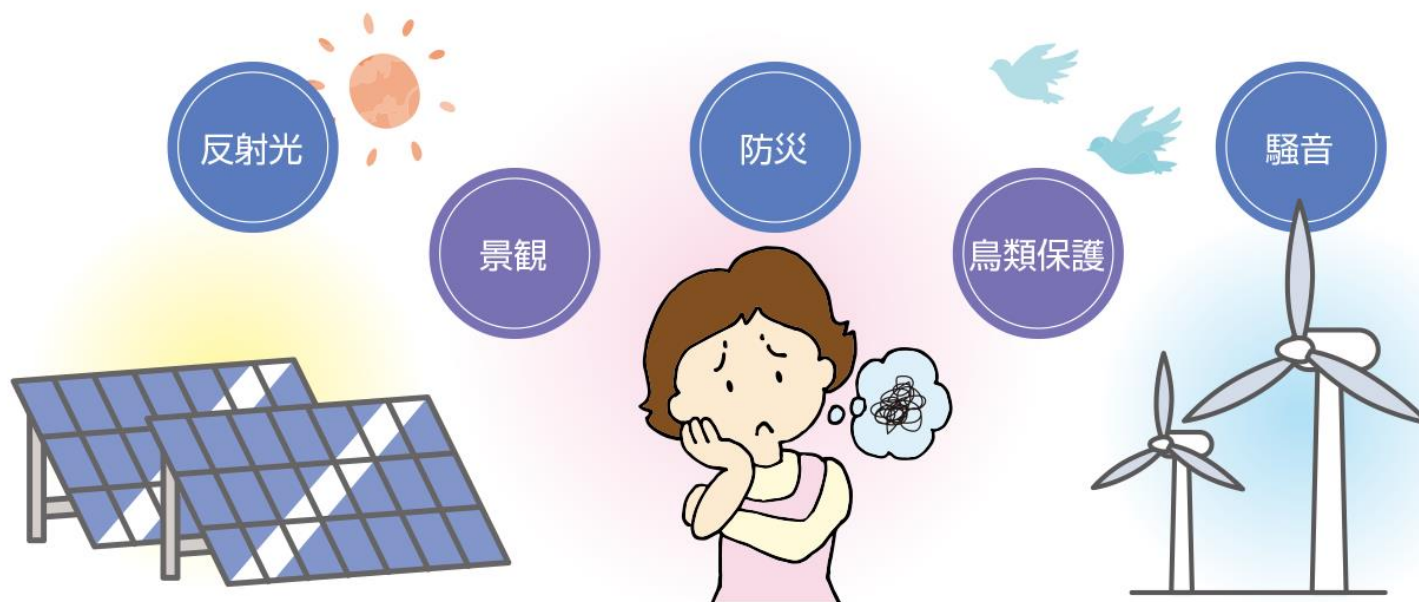
## 1. 2 当市の取り組み

- 「釜石市再生可能エネルギービジョン」の策定（令和6年3月）  
本市における再生可能エネルギーの利活用の推進を目的として策定し、  
市民や事業者がエネルギーに対する取り組みのきっかけとする。
- 「釜石市再生可能エネルギーの適正な促進に関するガイドライン」の策定（令和6年4月）  
本市の再生可能エネルギー発電設備等の設置が、地域と共生し、自然環境や景観、生活環境と調和して適正に促進されるよう必要な事項を定める。
- 釜石市再生可能エネルギーゾーニング事業の実施（令和5年度、6年度）  
規制条件や地域の理解、合意形成を踏まえ、多様な再生可能エネルギーの有効活用に向けた適正な選択、導入適地を可視化し、本市の特性に応じたエリアを設定する。

本事業

# 1. 再生可能エネルギーゾーニングの背景と目的

## 1. 3 再エネの推進の課題



### ●太陽光発電におけるトラブルの論点

景観	44%
防災	36%
生活環境	24%
自然保護	18%
その他	22%

<メガソーラーに限っての数字>

出典/ISEP (2016)「メガソーラー開発に伴うトラブル事例と制度的対応策について」

### ●風力発電におけるトラブルの論点

騒音・低周波音	48%
災害・水質	29%
景観	33%
自然	34%
野鳥	60%
その他	7%

紛争調査で確認された59件の事業について、紛争論点(要因)を集計したもの(1事業につき複数の論点が重なるため、件数の累計が100%にならないことに注意)

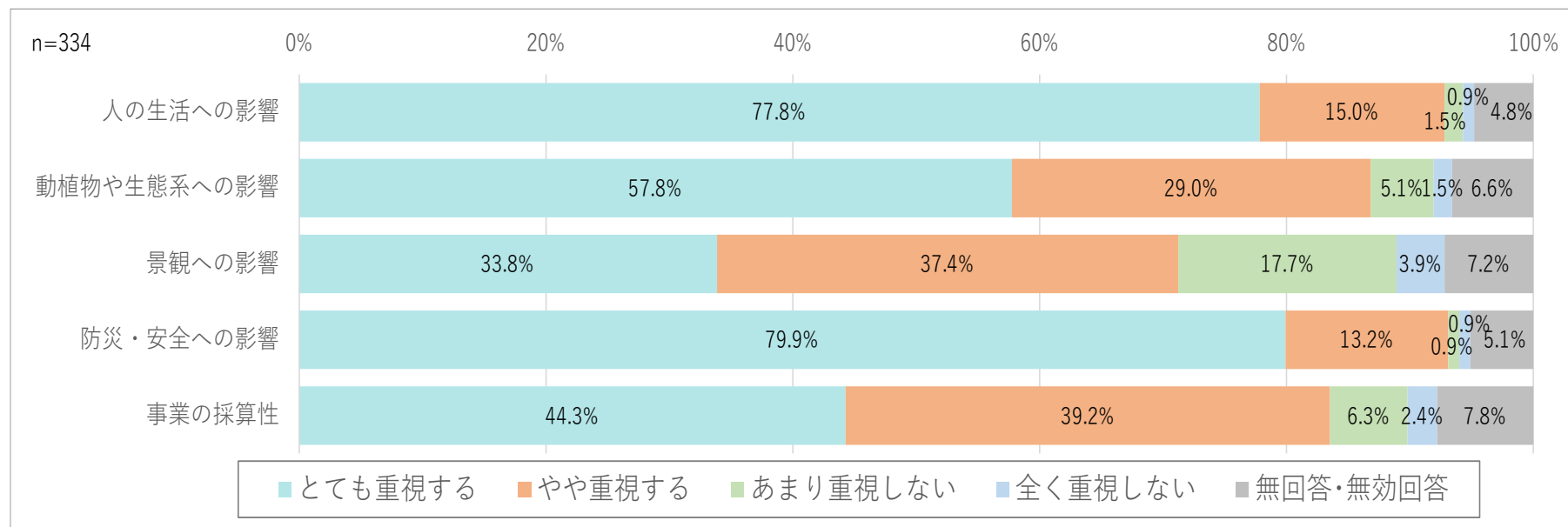
出典/畦地 (2014)「風力発電事業の建設段階における環境紛争の発生要因」

# 1. 再生可能エネルギーゾーニングの背景と目的

## 1. 4 釜石市の市民の意向 ～基礎調査のアンケート結果より～

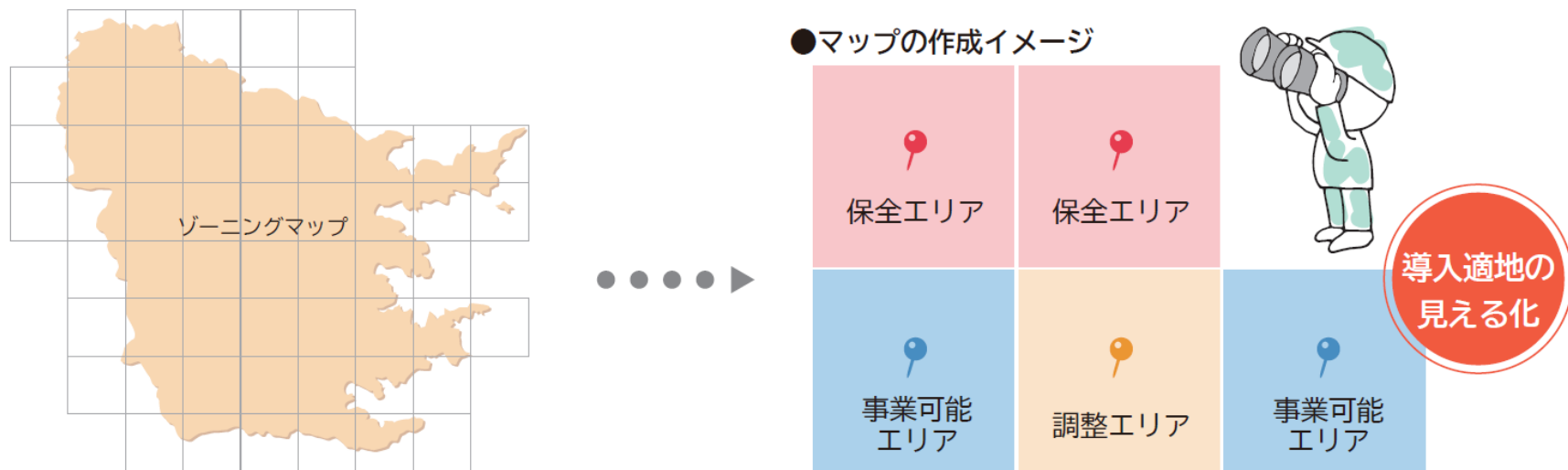
調査目的	釜石市の再エネ導入可能エリアの可視化に向けた市民の意識調査
調査対象者	18歳以上の市民 1,000人
調査期間	令和5年9月15日 ～ 10月14日
調査方法	郵送による配布・回収

質問内容：ゾーニングを実施する際に着目してほしいことはどれですか



# 1. 再生可能エネルギーゾーニングの背景と目的

## 1. 5 ゾーニングの目的と期待される効果



- 1 保全エリアを明確にすることで、地域の「大切な自然環境を守る」ことができる。
- 2 導入適地を「見える化」することで、再生可能エネルギーを「効率的に普及」させることができる。
- 3 地域住民と意見交換をすることで、再生可能エネルギーの導入における「トラブルを未然に防止」することができる。

スムーズな  
再エネ導入



## 2. ゾーニングマップの検討の流れ

### 2. 1 対象とする再生可能エネルギーの種別と条件

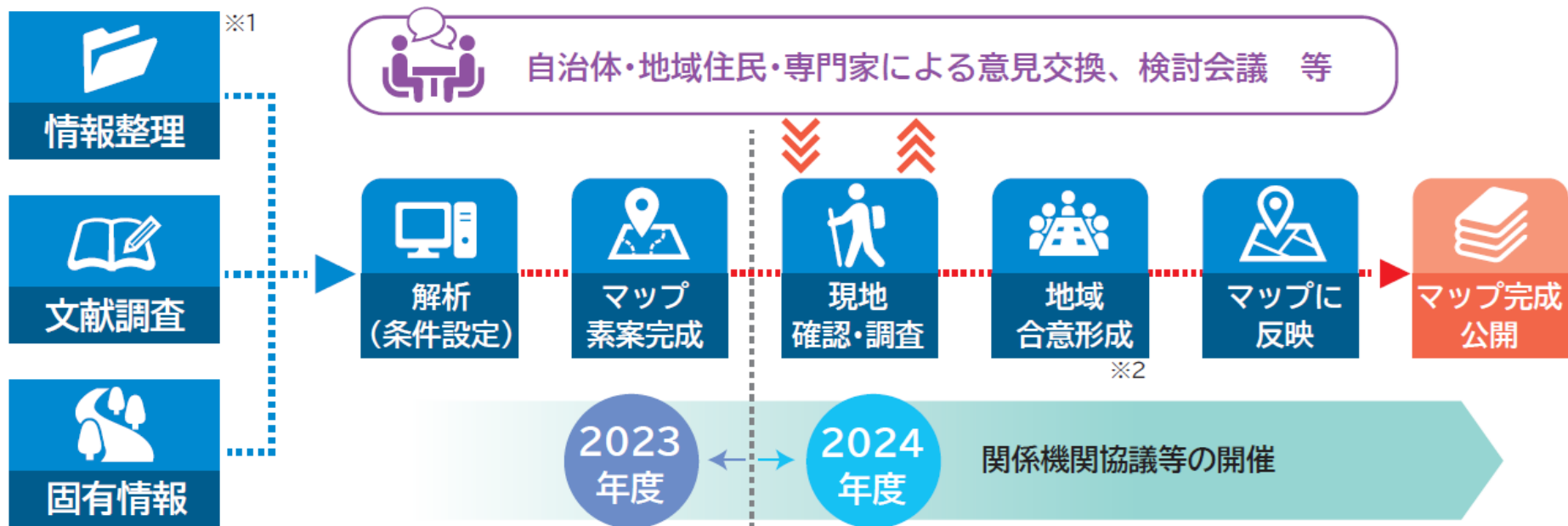
再エネの種類	想定する設備	規模	設置場所の範囲/種類	アウトプットのイメージ	R5以降の検討状況
太陽光発電	地上設置型	低圧、高圧	全域	保全エリア、調整エリア、事業可能エリア	エリア区分の条件を見直し、ゾーニングマップ案を作成
陸上風力発電	大型風力	特別高圧	全域	保全エリア、調整エリア、事業可能エリア	エリア区分の条件を見直し、ゾーニングマップ案を作成
	中型、小型風力	低圧	全域/電力需要地付近	保全エリア、調整エリア、事業可能エリア	大型風力で整理したエリアの条件を基に、事業者へのヒアリングを踏まえ、ゾーニングマップ案を作成
洋上風力発電	浮体式	特別高圧	水深1,000 m程度まで	課題、事例等の整理 ※波力発電等についても検討	エリア区分の条件を見直し、ゾーニングマップ案を作成
中小水力発電	流れ込み式、水路式	低圧、高圧	河川、農業用水路、上下水道、砂防ダム	法規制図、候補地の個別カルテ	ゾーニングマップ案を作成、現地調査を実施
木質バイオマス熱利用	CHP (ガス化)	低圧、高圧	熱需要地付近	保全エリア、調整エリア、事業可能エリア、事業候補地	ヒアリングを実施し方針を検討、ゾーニングマップ案を作成

## 2. ゾーニングマップの検討の流れ

### 2. 2 マップ作成までのステップ

- 環境省の補助金※を活用し、2023(令和5)～2024(令和6)年度の2か年で実施
- 作成したマップ素案については、隣接自治体や地域住民、関係機関、有識者との意見交換を実施

※二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)(令和5年度、6年度)



※1 環境省のEADAS(環境アセスメントデータベース)およびREPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)をベースに、文献情報や地域の固有情報を収集します。

※2 地域の文化やコミュニティの在り方などの要素をゾーニングに含めます。

## 2. ゾーニングマップの検討の流れ

### 2. 3 関係機関協議等の結果

カテゴリ	実施日	相手先	概要
有識者ヒアリング	R6.10.16	釜石野鳥の会	ゾーニング事業全体について説明
	R6.10.17	岩手大学 原科教授	ゾーニングマップ全体についてヒアリング
	R7.1.27	釜石植物の会	ゾーニング事業全体について説明
関係機関協議	R6.6.13	釜石市農業委員会	農地の取り扱いについてヒアリング
	R6.6.25	釜石地方森林組合	木質バイオマスのゾーニングマップ検討についてヒアリング
	R6.8.8	釜石市建設部都市計画課	太陽光発電のゾーニングマップ検討についてヒアリング
	R6.10.11	環境省	ゾーニング事業全体について説明
	R6.10.15	釜石地方森林組合	木質バイオマスのゾーニングマップ検討についてヒアリング
	R6.10.16	岩手県環境生活企画室	ゾーニング事業全体について説明
	R6.10.22	林野庁三陸中部森林管理署	ゾーニング事業全体について説明
	R6.11.20	釜石湾漁業協同組合	ゾーニング事業全体について説明
	R6.11.21	唐丹町漁業協同組合	ゾーニング事業全体について説明
	R6.11.22	環境省	ゾーニング事業全体について説明
	R6.11.25	釜石東部漁業協同組合	ゾーニング事業全体について説明
	R6.12.18	釜石市産業振興部水産農林課	ゾーニング事業全体について説明
	R6.12.19	釜石・大槌地域産業育成センター	波力発電のゾーニングマップ検討についてヒアリング
	R6.12.25	岩手県科学・情報政策室	ゾーニング事業全体について説明
	R7.1.14	岩手県環境生活企画室	ゾーニング事業全体について説明
	R7.1.17	環境省	ゾーニング事業全体について説明
	R7.1.29	岩手県沿岸広域振興局漁港漁村課	ゾーニング事業全体について説明
隣接自治体協議	R6.10.8	大船渡市	ゾーニング事業全体について説明
	R6.10.9	遠野市	ゾーニング事業全体について説明
	R6.10.9	住田町	ゾーニング事業全体について説明
	R6.10.16	大槌町	ゾーニング事業全体について説明
地域説明会	R6.10.28	唐丹地区	ゾーニング事業全体について説明、意見聴取
	R6.10.29	釜石地区	ゾーニング事業全体について説明、意見聴取
	R6.10.30	甲子地区	ゾーニング事業全体について説明、意見聴取
	R6.10.31	鵜住居地区	ゾーニング事業全体について説明、意見聴取
パブリックコメント	R6.10.4~11.15	第1回パブリックコメント	ゾーニング事業全体について意見募集
	R7.1.16~1.31	第2回パブリックコメント	ゾーニング事業全体について意見募集

# 3. ゾーニングマップの作成結果

## 3. 1 太陽光発電、風力発電（陸上・洋上）のゾーニングマップ

### 3. 1. 1 条件検討の流れ

- 市全域を「**保全エリア**」、「**調整エリア**」、「**事業可能エリア**」に区分

**保全エリア** 自然環境・生態系・景観等の保護・保全の観点から、事業による開発を避けるべきエリア。

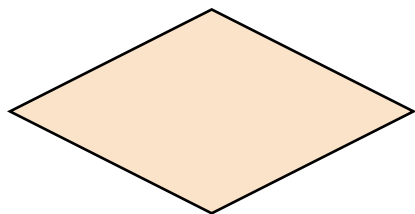
**調整エリア** 保全エリア以外の範囲で、事業者が関係機関や地域と事業範囲等を調整しながら事業を実施できるエリア。

**事業可能エリア** 保全エリア以外の範囲で、事業性があり、再生可能エネルギーの導入に向けたポテンシャルの高いエリア。

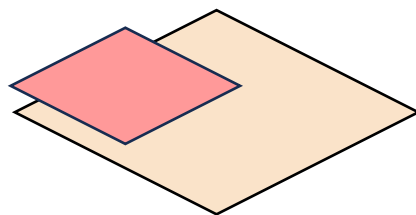


**保全エリア**は、様々な法規制がかかっており、再生可能エネルギーの導入が難しいエリアです。  
**事業可能エリア**は、地形、風況、土地利用状況などの点から再生可能エネルギーの導入に適していると考えられるエリアです。  
なお、**事業可能エリア=すぐに事業ができるエリアではありません**。関連法令等に則った手続きや地権者との合意形成、環境アセスメントを適正に実施してください。

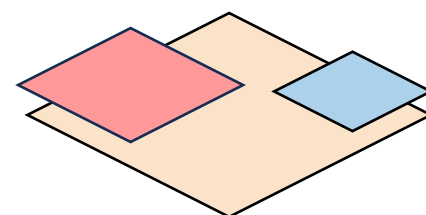
### ■検討の流れ →①、②、③を重ね合わせてゾーニングマップ案を作成



①市全域を調整エリア化



②保全エリアの条件を  
検討(マップ化)



③事業可能エリアの条件を  
検討(マップ化)

### 3. 1 太陽光発電、風力発電（陸上・洋上）のゾーニングマップ

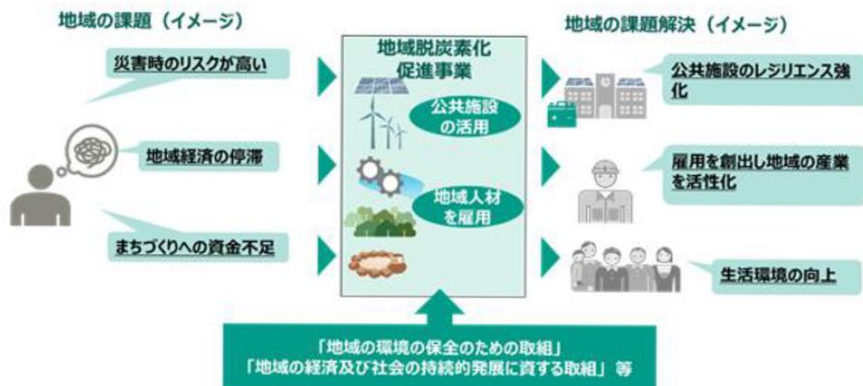
#### 3. 1. 2 基本的な条件の設定方針

##### ■保全エリアの条件検討(マップ化)

- ・ 国が定める「促進区域から除外すべき区域」、県が定める「促進区域に含めることが適切でない区域」の条件を基に、他自治体事例や市内事業の状況を参考として検討
- ・ 洋上風力発電に関しては、他自治体事例を参考に、陸上の条件と整合を図りつつ検討

所管	促進区域の設定に関する資料	時点
環境省	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編） （環境省HP <a href="https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/h_manual/s0.html">https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/h_manual/s0.html</a> ）	令和5年3月
岩手県	第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（別冊）促進区域の設定に関する岩手県基準 （岩手県HP <a href="https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/1067151.html">https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/1067151.html</a> ）	令和5年3月

#### （参考）促進区域とは？



- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項2号に定められる、市町村が定めるよう努めるべき「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」。
- ・ 地域脱炭素化促進事業では、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネ事業を推進。
- ・ 国や県は、促進区域を設定する際に守るべき基準を設定している。

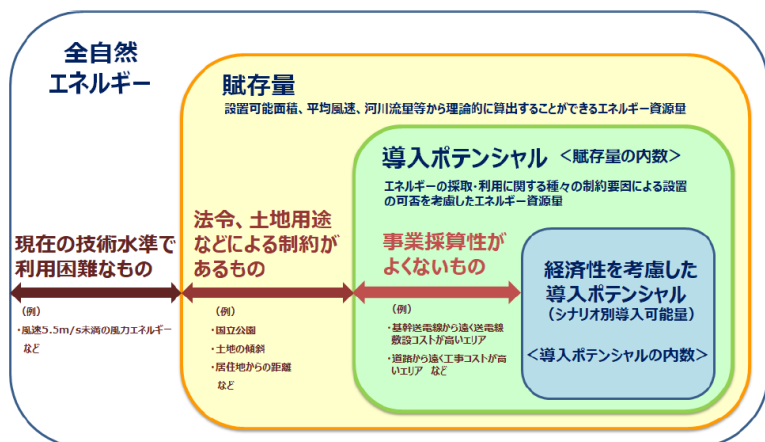
# 3. 1. 2 基本的な条件の設定方針

## ■事業可能エリアの条件検討(マップ化)

- 環境省による再エネ導入ポテンシャル調査報告書による条件を基に、他自治体事例を参考として検討
- 陸上風力発電に関しては、風力発電事業者へのヒアリング結果を基に、一部条件(風速、住居からの距離等)を見直し

所管	再エネ導入ポテンシャルに関する資料	時点
環境省	令和3年度再エネ導入ポテンシャルに係る情報活用及び提供方策検討等調査委託業務報告書 (REPOS,環境省HP <a href="https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/report/r03.html">https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/report/r03.html</a> )	令和4年3月

### (参考) 環境省報告書における導入ポテンシャルの定義



### 導入ポテンシャルの定義

- 全自然エネルギーから利用困難なものや法令、土地用途などによる制約※があるものを除いた資源量
- ※今回、法令については促進区域から除外すべき区域の条件 (16ページ、19ページ、22ページ) を整理

### 3. 1 太陽光発電、風力発電（陸上・洋上）のゾーニングマップ

#### 3. 1. 3 面積規模によるスクリーニング

- 検討エリアは、条件設定案を基に各種データを重ね合わせて抽出するため、再エネ設備の導入が困難な極小の面積を有するエリアも抽出される。
- 事業検討の際には、一定のまとまりが広がっている地点が適しているため、太陽光発電と風力発電については、事業可能エリアの抽出後に、面積規模によるスクリーニングを実施した。
- 太陽光発電と陸上大型風力発電はある程度の規模として1ha未満の範囲は除いた。
- 中・小型風力発電は、メーカー資料などを基に1500m<sup>2</sup>未満の範囲は除いた。

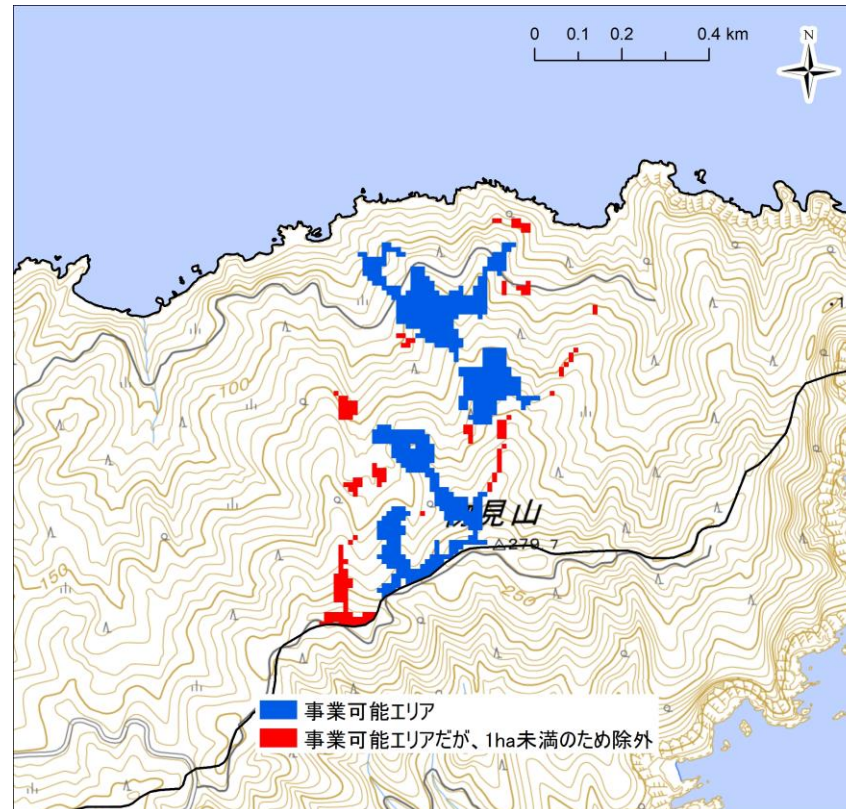


図 面積規模による抽出例

## 3. 2 太陽光発電のゾーニング

### 3. 2. 1 ゾーニングマップ (案)

- 各条件の整理結果を基に、GISデータを重ね合わせ、ゾーニングマップ(案)を作成
- 境界が不明瞭、またはGISデータとして整備不可能な条件は、別途配慮事項として整理

#### 【各エリアの分布】

項目	面積※1 (ha)	割合※2
保全エリア (案)	29,882	67.9%
調整エリア (案)	14,074	32.0%
事業可能エリア (案)	79	0.2%

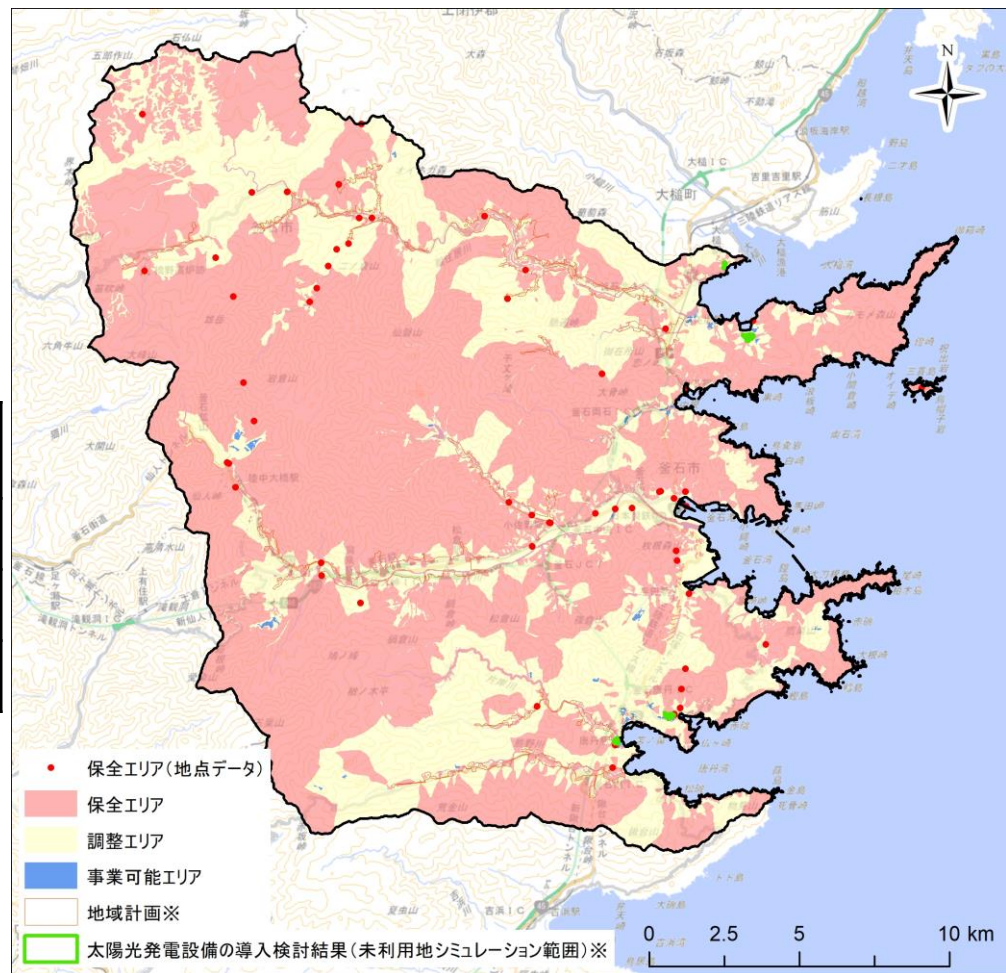
※1 GISソフトウェアにより算出した値を整理

第1種農地など明確に区域が示せない範囲は除く

※2 市全域 (44,035ha) に対する割合を算出

※3 各エリアの面積の合計は四捨五入により市全域の面積と一致しない場合がある

注) 事業可能エリア=すぐに事業ができるエリアではありません。



※ 地域計画の概要は17ページ参照

※ 令和4年度釜石市公共施設・未利用地等再生可能エネルギー導入調査業務委託成果

#### (参考) 必要な再エネ導入量

- 釜石市再生可能エネルギービジョン (R6.3) に掲げている、2030年度までの太陽光発電追加導入量 (18,377kW) を満たす場合に、設置に必要な敷地面積は“約18ha”

# 3. 2 太陽光発電のゾーニング

## 3. 2. 2 条件設定 (案)

※国・県●：「促進区域から除外すべき区域」、  
「促進区域に含めることが適切でない区域」

エリア区分	No.	条件設定	促進区域の設定基準※		市で追加・変更	備考	
			国：除外	県：除外			
保全 エリア (案)	1	砂防指定地	—	●	—		
	2	急傾斜地崩壊危険区域	—	●	—		
	3	保安林 (国有林、民有林)	—	●	—		
	4	国指定鳥獣保護区	特別保護地区	●	●	—	
	5	県指定鳥獣保護区	特別保護地区	●	●	—	
			特別保護地区以外	—	●	—	
	6	県指定自然環境保全地域	特別地区	—	●	—	
	7	国立・国定公園	特別保護地区、第1種特別地域	●	—	—	
			第2種、第3種特別地域	—	●	—	
	8	県立自然公園	第1種、第2種、第3種特別地域	—	●	—	
	9	国、県、市指定文化財 (史跡、名勝、天然記念物)		—	●	●	ポイントデータは点で表示
	10	土砂災害特別警戒区域		—	●	—	
	11	山地災害危険地区		—	●	—	
	12	土砂災害危険箇所		—	●	—	
	13	河川区域		—	●	—	想定範囲をGISデータとして整備
	14	世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯		—	●	—	
	15	海岸保全区域		—	●	—	
	16	農地	農用地区域内の農地	—	●	—	
第1種農地			—	●	—		
17	イヌワシの重要な生息地等		—	—	●	追加	
18	防潮林等の地域で重要な森林		—	—	●	住民説明会の意見を踏まえ追加	
事業可能 エリア (案)	19	用途地域	“住居系、商業系以外”	—	—	●	
	20	臨港地区	“地区外”	—	—	●	
	21	復興事業区画整理エリア	“エリア外”	—	—	●	
	22	地域計画	“範囲外”	—	—	●	概要は17ページ参照
	23	埋蔵文化財包蔵地	“範囲外”	—	—	●	住民説明会の意見を踏まえ追加
	24	土砂災害警戒区域	“区域外”	—	—	—	
	25	利用可能な用地等	“市が所有する未利用地内” ”災害危険区域内”	—	—	●	
	26	浸水想定区域 (洪水)	“区域外”	—	—	—	
	27	傾斜角	“20度未満”	—	—	—	
28	土地利用	“人工構造物、ソーラーパネル、樹林、竹林、水域 以外”	—	—	—	JAXA土地被覆図 (10mメッシュ) を使用	
調整エ リア (案)	29	太陽光事業計画等	既設、計画中のメガソーラー等	—	—	●	太陽光発電事業者の意見等を踏まえ追加
	30	風力事業計画		—	—	●	風力発電事業者へのヒアリング等を踏まえ”失われる餌場等の範囲内”を設定
	31	保全エリア (案)、事業可能エリア (案) 以外の範囲					

## 3. 2 太陽光発電のゾーニング

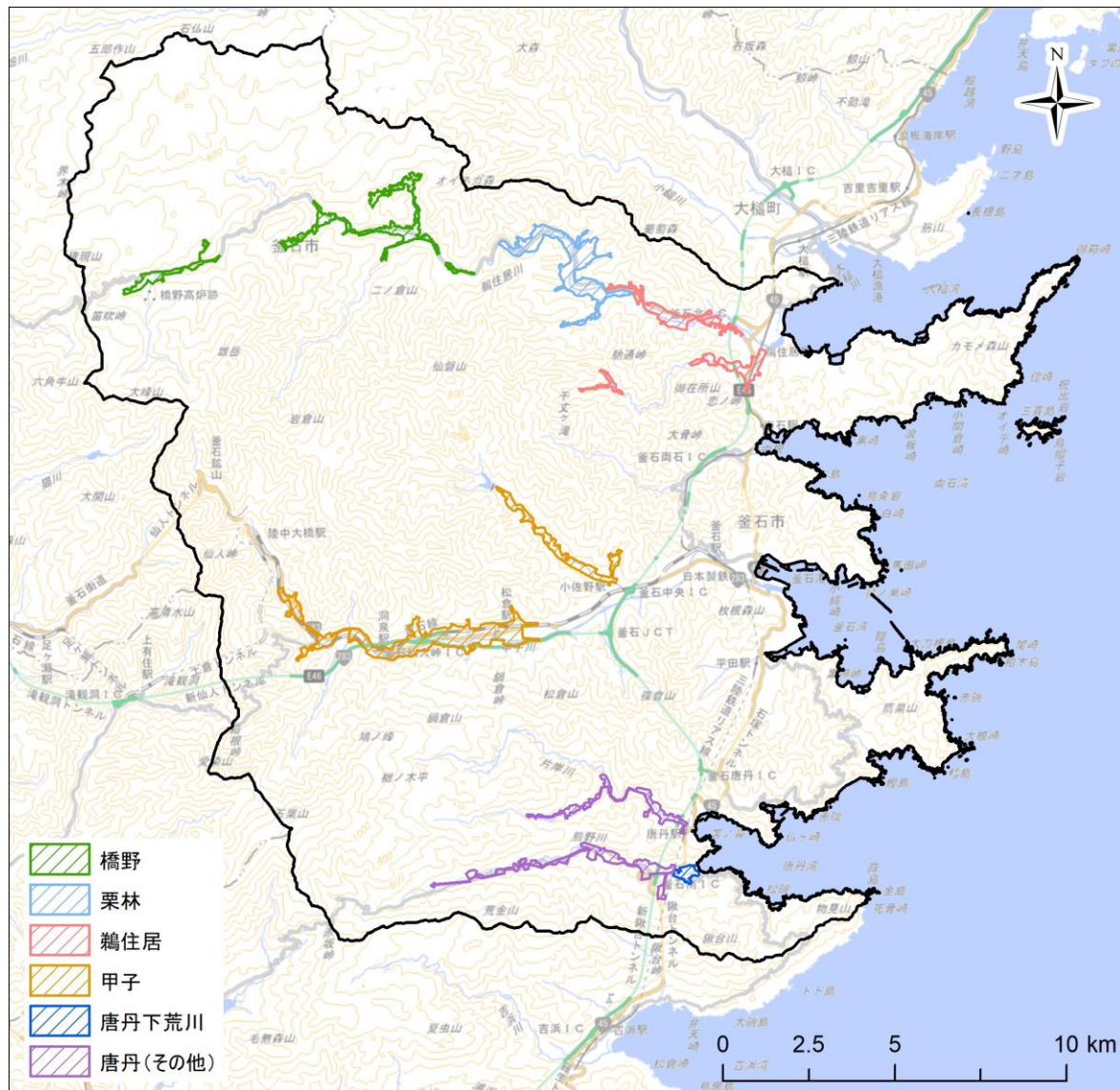
### (参考)地域計画対象範囲

#### 【計画策定地区内の農地面積】

地区	面積 (ha)
橋野	138.1
栗林	125.9
鶉住居	71.0
甲子	126.3
唐丹下荒川	9.0
唐丹(その他)	154.0
合計	624.3

#### 地域計画とは？

- 農業経営基盤強化促進法の改正（令和5年4月1日施行）に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、地域農業の将来の在り方となる計画と担い手が耕作する農用地（=目標地図）を公表するもの。



# 3. 3 陸上大型風力発電のゾーニング

## 3. 3. 1 ゾーニングマップ（案）

- 各条件の整理結果を基に、GISデータを重ね合わせ、ゾーニングマップ(案)を作成
- 境界が不明瞭、またはGISデータとして整備不可能な条件は、別途配慮事項として整理

### 【各エリアの分布】

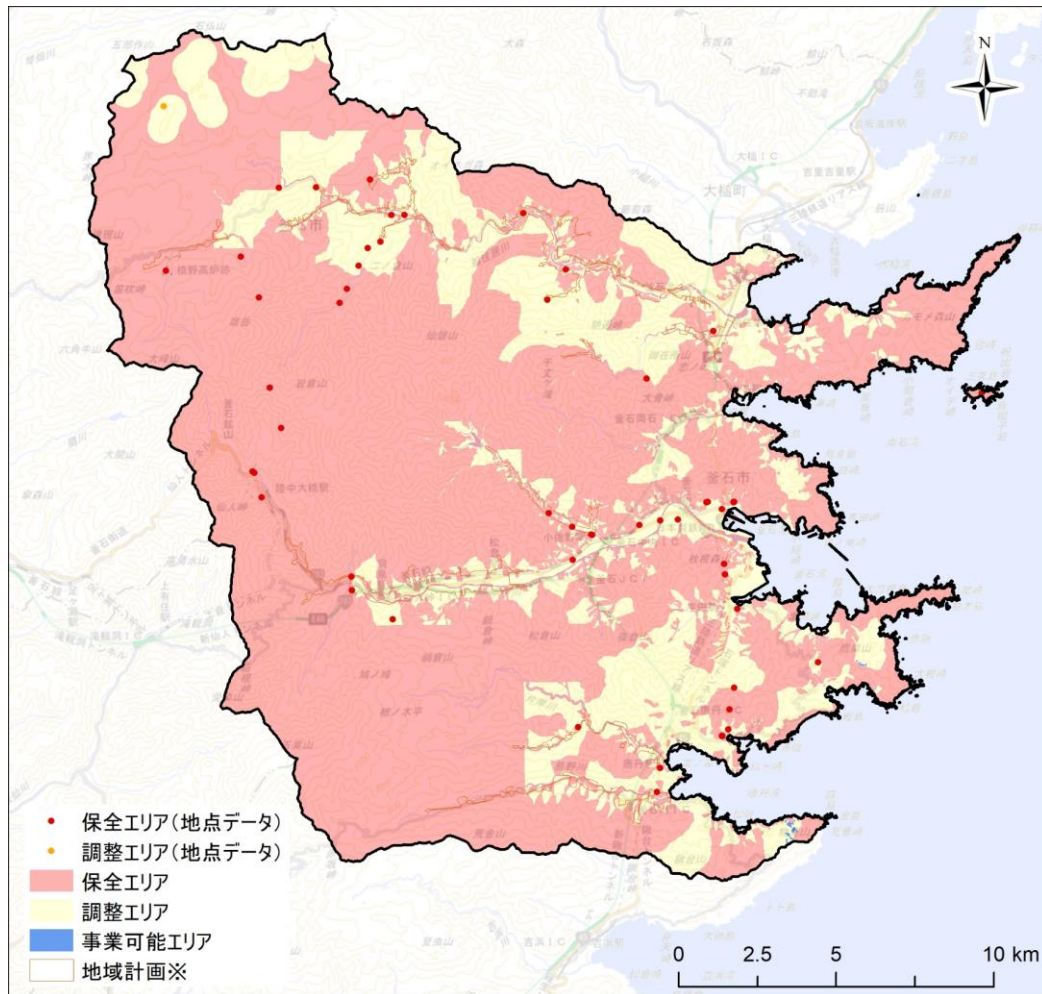
項目	面積※1 (ha)	割合 ※2
保全エリア（案）	33,377	75.8%
調整エリア（案）	10,648	24.2%
事業可能エリア（案）	10	0.02%

※1 GISソフトウェアにより算出した値を整理  
明確に区域が示せない範囲は除く

※2 市全域（44,035ha）に対する割合を算出

※3 各エリアの面積の合計は四捨五入により市全域の面積と一致しない場合がある

注) 事業可能エリア=すぐに事業ができるエリアではありません。



※ 地域計画の概要は17ページ参照

### （参考）必要な再エネ導入量

- 釜石市再生可能エネルギービジョン（R6.3）に掲げている、2030年度までの風力発電追加導入量（69,060kW）を満たす場合に、設置に必要な敷地面積は“約690ha”

# 3. 3 陸上大型風力発電のゾーニング

## 3. 3. 2 条件設定 (案)

国・県●：「促進区域から除外すべき区域」、  
「促進区域に含めることが適切でない区域」

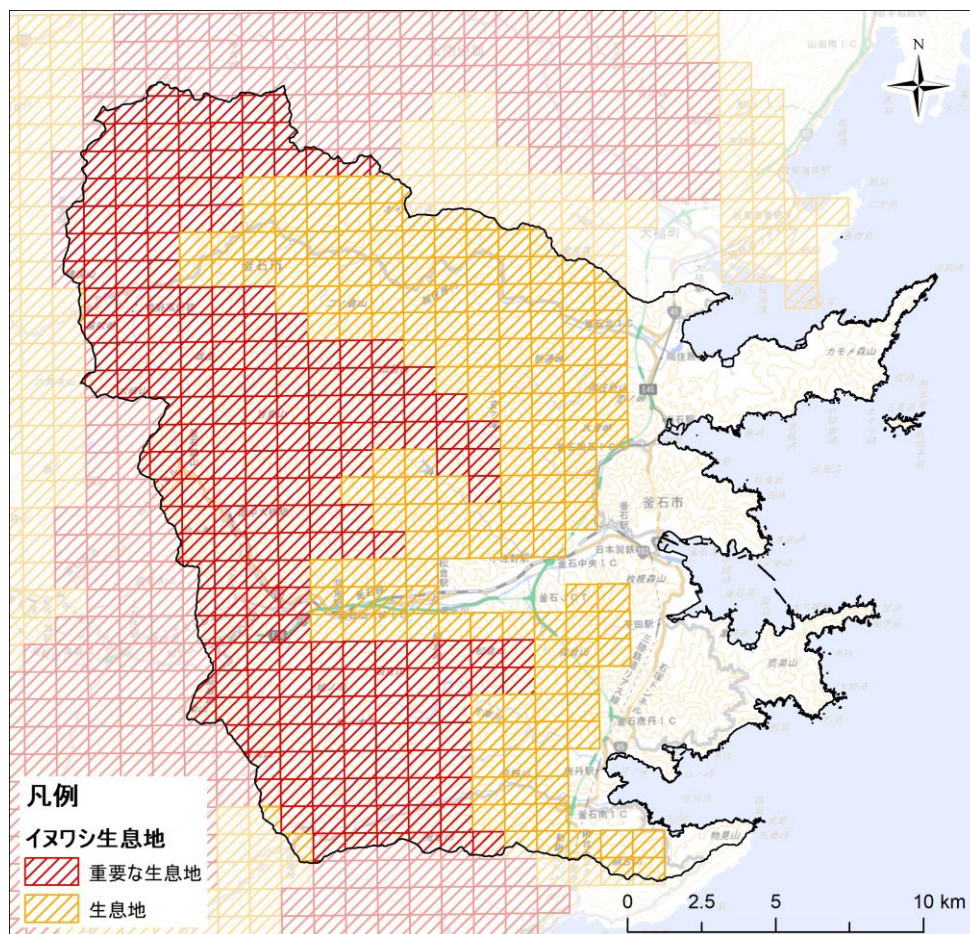
エリア区分	No.	条件設定	促進区域の設定基準※		市で追加・変更	備考	
			国：除外	県：除外			
保全 エリア (案)	1	砂防指定地	—	●	—		
	2	急傾斜地崩壊危険区域	—	●	—		
	3	保安林 (国有林、民有林)	—	●	—		
	4	国指定鳥獣保護区	特別保護地区	●	●	—	
	5	県指定鳥獣保護区	特別保護地区	●	●	—	
			特別保護地区以外	—	●	—	
	6	県指定自然環境保全地域	特別地区	—	●	—	
	7	国立・国定公園	特別保護地区、第1種特別地域	●	—	—	
			第2種、第3種特別地域	—	●	—	
	8	県立自然公園	第1種、第2種、第3種特別地域	—	●	—	
	9	国、県、市指定文化財 (史跡、名勝、天然記念物)		—	●	●	ポイントデータは点で表示
	10	土砂災害特別警戒区域		—	●	—	
	11	山地災害危険地区		—	●	—	
	12	土砂災害危険箇所		—	●	—	
	13	河川区域		—	●	—	該当が想定される範囲を整備
	14	世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯		—	●	—	
	15	海岸保全区域		—	●	—	
	16	農地	農用地区域内の農地	—	●	—	
17	イヌワシの重要な生息地 (レッドゾーン) 等		—	—	●		
18	防潮林等の地域で重要な森林		—	—	●	住民説明会の意見を踏まえ追加	
事業可能 エリア (案)	19	復興事業区画整理エリア	“エリア外”	—	—	●	関係部署との調整を踏まえ追加
	20	地域計画	“範囲外”	—	—	●	概要は17ページ参照
	21	埋蔵文化財包蔵地	“範囲外”	—	—	●	住民説明会の意見を踏まえ追加
	22	イヌワシの生息地	“イエローゾーンの範囲外”	—	—	●	追加
	23	風速	“6.0m/s以上”	—	—	●	風力発電事業者へのヒアリング等を踏まえ見直し
	24	標高	“1,200m未満”	—	—	—	
	25	傾斜角	“20度未満”	—	—	—	
	26	地上開度	“110度以上”	—	—	—	データを確認の上、風車の立地に適する稜線が抽出されるよう設定
	27	用途地域	“工業系用途地域 (工業地域、工業専用地域、準工業地域) 外”	—	—	—	
	28	土地利用	“水田、畑地、草地、落葉広葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹、常緑針葉樹、裸地、竹林”	—	—	—	JAXA土地被覆図 (10mメッシュ) を使用
	29	建物からの離隔距離	“1,000m以上”	—	—	●	風車規模の拡大、風力発電事業者へのヒアリング等を踏まえ見直し
調整エ リア (案)	30	太陽光事業計画等	既設、計画中のメガソーラー等	—	—	●	太陽光発電事業者の意見等を踏まえ追加
	31	風力事業計画地		—	—	●	風力発電事業者へのヒアリング等を踏まえ“失われる餌場等の範囲内”を設定
	32	保全エリア (案)、事業可能エリア (案) 以外の範囲					

# 3. 3 陸上大型風力発電のゾーニング

## (参考)岩手県「イヌワシの重要な生息地及び生息地」

- 岩手県が定める陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドラインにおいて、立地選定に関する基準として位置付けられている
- レッドゾーンについては事業実施区域に含めることが適切でないことから**保全エリア**として設定する

区域	説明
重要な生息地 <b>レッドゾーン</b>	イヌワシの生息が定常的にみられる地域の中であって、頻繁に利用される繁殖場所や高い頻度で飛来のある採餌場所など、イヌワシの生息に特に重要な地域。 対象事業実施区域に含めることが適切でない区域。
生息地 <b>イエローゾーン</b>	イヌワシの生息が定常的にみられる地域を網羅した区域。環境保全への支障を及ぼす恐れがなく、環境保全の見地から立地による影響が提言されるものと認められることが必要な区域
その他のゾーン	※十分に調査されていない地域も含まれるため、イヌワシが生息しないことを示す区域ではないことに注意が必要である



# 3. 4 陸上中型・小型風力発電のゾーニング

## 3. 4. 1 ゾーニングマップ（案）

- 各条件は陸上大型風力を参考とし、事業者ヒアリング、既存資料等を基に検討
- 各条件の整理結果を基に、GISデータを重ね合わせ、ゾーニングマップ(案)を作成
- 境界が不明瞭、またはGISデータとして整備不可能な条件は、別途配慮事項として整理

### 【各エリアの分布】

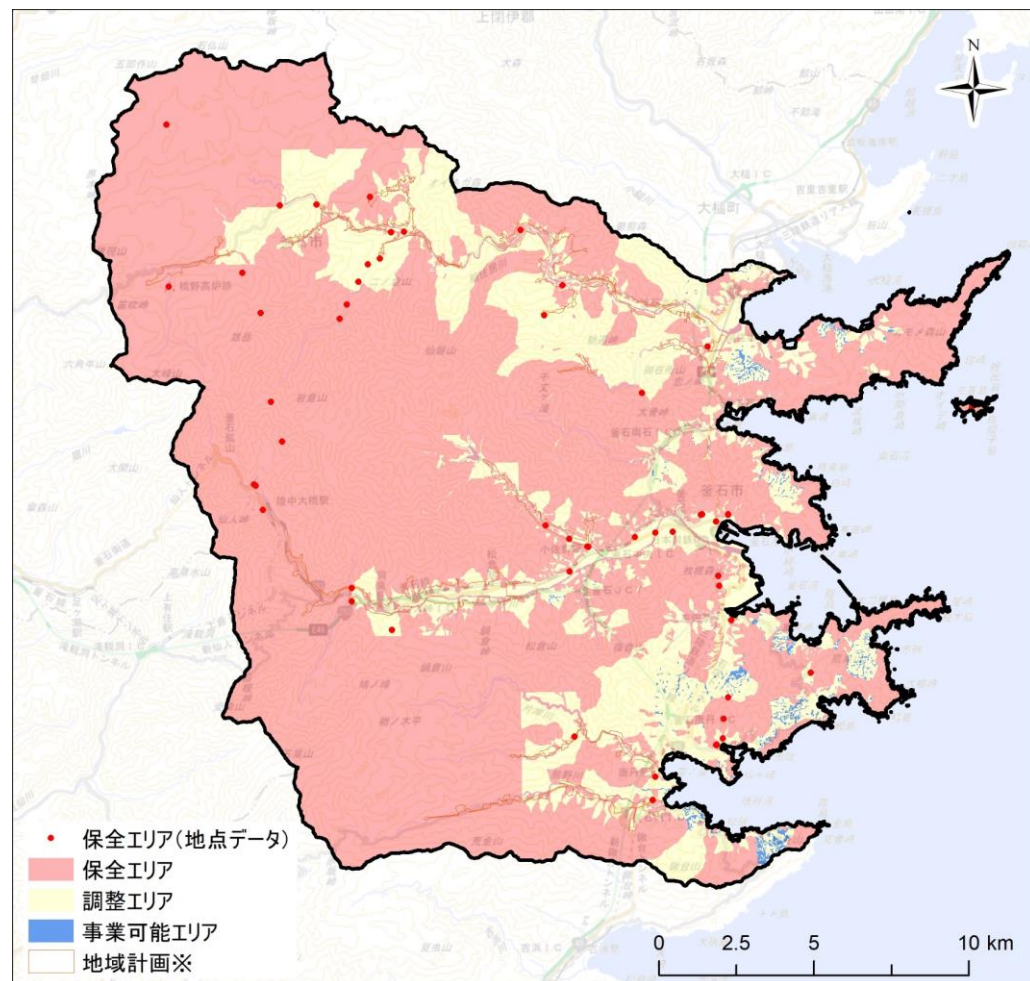
項目	面積※1 (ha)	割合 ※2
保全エリア（案）	34,224	77.7%
調整エリア（案）	9,574	21.7%
事業可能エリア（案）	236	0.5%

※1 GISソフトウェアにより算出した値を整理  
明確に区域が示せない範囲は除く

※2 市全域（44,035ha）に対する割合を算出

※3 各エリアの面積の合計は四捨五入により市全域の  
面積と一致しない場合がある

注) 事業可能エリア=すぐに事業ができるエリアでは  
ありません。



※ 地域計画の概要は17ページ参照

# 3. 4 陸上中型・小型風力発電のゾーニング

## 3. 4. 2 条件設定 (案)

国・県●：「促進区域から除外すべき区域」、  
「促進区域に含めることが適切でない区域」

エリア区分	No.	条件設定	促進区域の設定基準*		市で追加・変更	備考	
			国：除外	県：除外			
保全 エリア (案)	1	砂防指定地	—	●	—		
	2	急傾斜地崩壊危険区域	—	●	—		
	3	保安林（国有林、民有林）	—	●	—		
	4	国指定鳥獣保護区	特別保護地区	●	●	—	
	5	県指定鳥獣保護区	特別保護地区	●	●	—	
			特別保護地区以外	—	●	—	
	6	県指定自然環境保全地域	特別地区	—	●	—	
	7	国立・国定公園	特別保護地区、第1種特別地域	●	—	—	
			第2種、第3種特別地域	—	●	—	
	8	県立自然公園	第1種、第2種、第3種特別地域	—	●	—	
	9	国、県、市指定文化財（史跡、名勝、天然記念物）	—	—	●	●	ポイントデータは点で表示
	10	土砂災害特別警戒区域	—	—	●	—	
	11	山地災害危険地区	—	—	●	—	
	12	土砂災害危険箇所	—	—	●	—	
	13	河川区域	—	—	●	—	該当が想定される範囲を整備
	14	世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯	—	—	●	—	
	15	海岸保全区域	—	—	●	—	
	16	農地	農用地区域内の農地	—	●	—	
	17	イヌワシの重要な生息地（レッドゾーン）等	—	—	—	●	
18	計画済みの風力事業地	“失われる餌場等の範囲内”	—	—	●	事業者ヒアリングを踏まえ追加	
19	防潮林等の地域で重要な森林	—	—	—	●	住民説明会の意見を踏まえ追加	
事業可能 エリア (案)	20	復興事業区画整理エリア	“エリア外”	—	—	●	
	21	地域計画	“範囲外”	—	—	●	概要は17ページ参照
	22	埋蔵文化財包蔵地	“該当箇所以外”	—	—	●	住民説明会の意見を踏まえ追加
	23	イヌワシの生息地	“イエローゾーンの範囲外”	—	—	●	
	24	標高	“1,200m未満”	—	—	●	大型風車と同条件
	25	傾斜角	“20度未満”	—	—	●	大型風車と同条件
	26	用途地域	“工業系用途地域（工業地域、工業専用地域、準工業地域）外”	—	—	●	大型風車と同条件
	27	土地利用	“水田、畑地、草地、樹林、裸地、竹林”	—	—	●	JAXA土地被覆図（10mメッシュ）を使用
調整エ リア (案)	28	建物からの離隔距離	“300m以上”	—	—	●	事業者へのヒアリング結果より設定
	29	太陽光事業計画等	既設、計画中のメガソーラー等	—	—	●	太陽光発電事業者の意見等を踏まえ追加
	30	風力事業計画地	—	—	—	●	風力発電事業者へのヒアリング等を踏まえ“失われる餌場等の範囲内”を設定
	31	保全エリア（案）、事業可能エリア（案）以外の範囲					

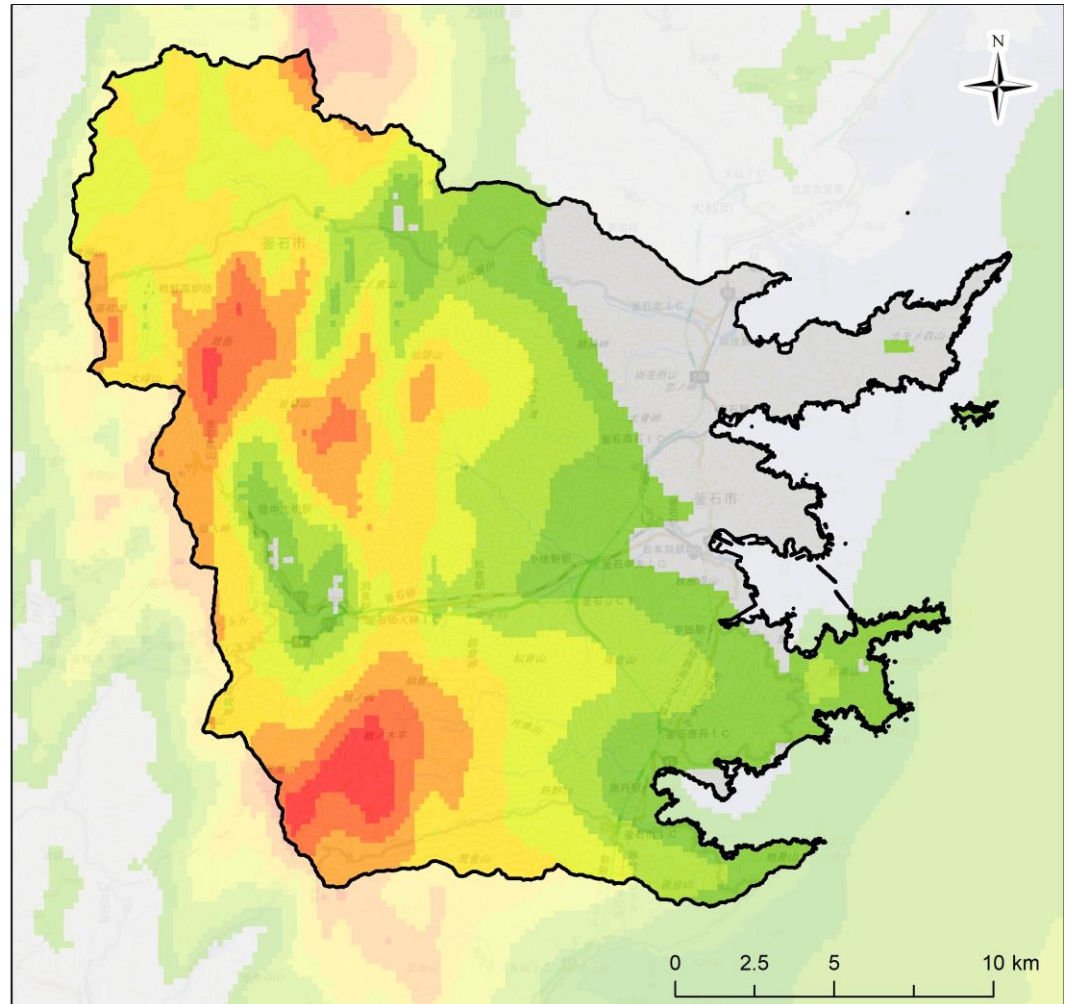
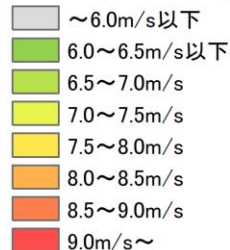
### 3. 4 陸上中型・小型風力発電のゾーニング

#### (参考)地上高30mにおける局所風況マップ

- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が、風況マップ(18年度改訂版)が公開されている。
- ゾーニングでは、事業者ヒアリング等の結果から地域の実態に沿わない部分があるため参考情報とし、条件には含めなかった。

※事業を計画される際には、現地での風況調査等により確認が必要となる。

NEDO風況マップ(地上高30m)



※NEDO,局所風況マップ(30m高)を使用  
<https://appraw1.infoc.nedo.go.jp/nedo/index.html>

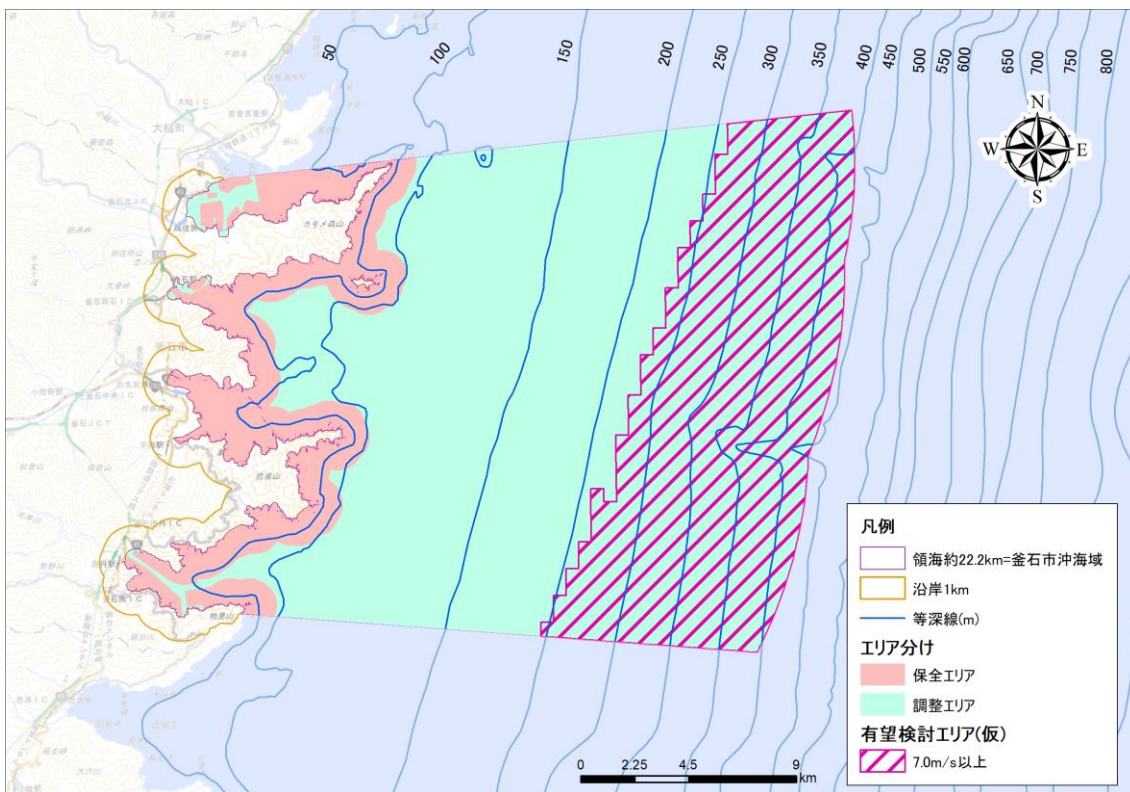
# 3. 5 洋上風力発電のゾーニング

## 3. 5. 1 ゾーニングマップ (案)

- 各条件の整理結果を基に、GISデータを重ね合わせ、ゾーニングマップ(案)を作成
- 将来的に事業可能性が出てきた際に確認が必要と考えられる情報は、別途「今後検討が必要な情報(案)」として整理

### 【各エリアの分布】

項目	面積	割合
保全エリア (案)	68km <sup>2</sup>	13.6%
調整エリア (案)	433km <sup>2</sup>	86.4%
調整エリア内の 有望検討エリア(仮)	169km <sup>2</sup>	33.7%



### ゾーニング対象範囲

- 対象範囲は以下のとおり設定 (総面積：約501km<sup>2</sup>)
  - 岩手県釜石市沖海域の一般海域(領海；12海里(約22.2km))まで
  - 北側の大槌町との境界は、陸部の境界から御箱崎方向に延長した線
  - 南側の大船渡市との境界は、陸部の境界から延長した線

※割合は、沿岸部を除く対象範囲に対して各エリアが占める比率を示す。

※調整エリアの割合は有望検討エリア(仮) (概要は26ページ参照) も含む。

# 3. 5 洋上風力発電のゾーニング

## 3. 5. 2 条件設定（案）

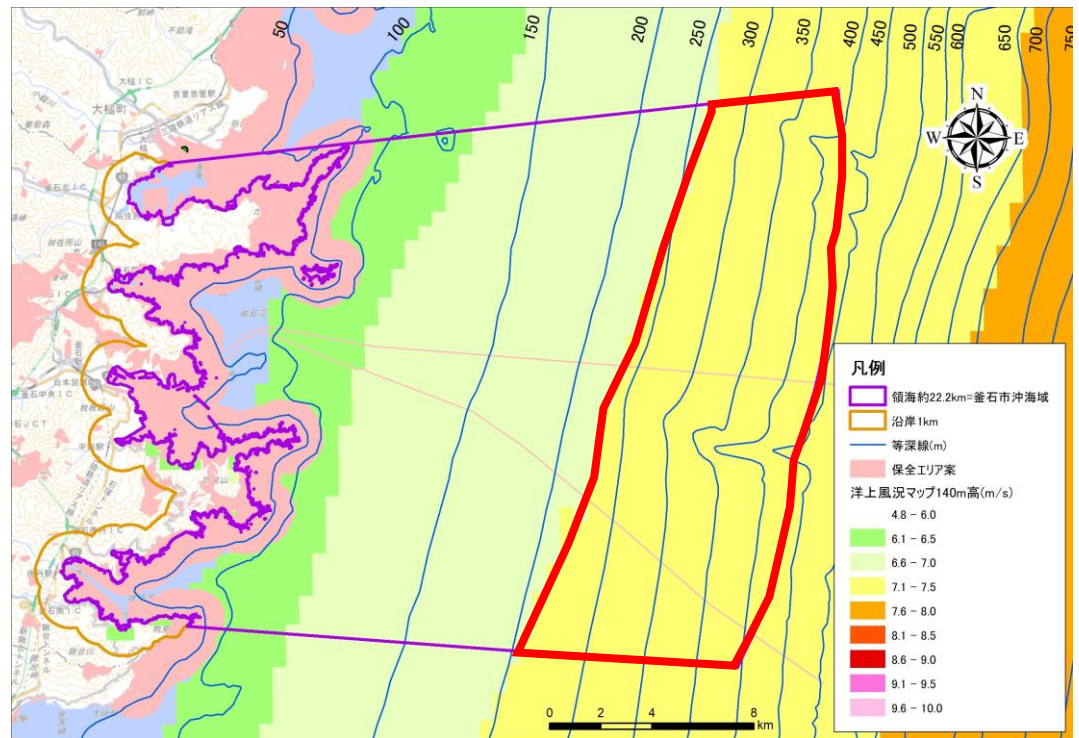
エリア区分	No.	条件設定		設定の根拠	備考
保全 エリア (案)	1	国立公園・国定公園	特別保護地区	法令等による制約	
			第2種特別地域	法令等による制約	
			第3種特別地域	法令等による制約	
			普通地域	法令等による制約	
	2	国指定鳥獣保護区	特別保護地区	法令等による制約	沿岸部に分布
	3	県指定鳥獣保護区	特別保護地区	法令等による制約	沿岸部に分布
	4	藻場	藻場の分布地	他自治体のゾーニング事例を参考に設定	
	5	保安林		他自治体のゾーニング事例を参考に設定	沿岸部に分布
	6	漁業権設定区域	定置漁業権	他自治体のゾーニング事例を参考に設定	
			区画漁業権	他自治体のゾーニング事例を参考に設定	
	7	魚礁	魚礁設置位置	他自治体のゾーニング事例を参考に設定	対象範囲内に該当なし
	8	海底ケーブル		他自治体のゾーニング事例を参考に設定	
9	海底輸送管		他自治体のゾーニング事例を参考に設定		
10	港則法適用港		他自治体のゾーニング事例を参考に設定		
11	港則法区域		他自治体のゾーニング事例を参考に設定		
12	港則法びょう地		他自治体のゾーニング事例を参考に設定		
事業可能 エリア (案)	13	風速	“7.0m/s以上”	他自治体のゾーニング事例を参考に設定	140m高風況 今後の技術革新等によって 有望検討エリアに含まれる
	14	水深	0～50m：着床式、 50m～200m：浮体式	洋上風力発電設備の基礎形式に基づき設定	今後の技術革新等によって 有望検討エリアに含まれる

## 3. 5 洋上風力発電のゾーニング

### 3. 5. 3 “有望検討エリア（仮）”の検討

- 浮体式洋上風力発電は、これまで水深200mまでが一般的とされてきたが、海外（ノルウェー）では水深300mまでに設置された事例※が出てきている
- 今後の技術革新によりさらなる深い範囲まで設置可能となる可能性があることから、風況を基に、海域利用者との合意形成などを踏まえて将来的に検討が可能と考えられる範囲を整理

→右図の赤枠内における好風況の範囲を調整エリア内における“有望検討エリア（仮）”とする  
※保全エリア以外の範囲



※ハイウィンド・タンペン (Hywind Tampen) :  
equinorHP (<https://www.equinor.jp/news/hywind-tampen-opened>)

# 3. 5 洋上風力発電のゾーニング

## (参考)今後検討が必要な情報(案)

- 有望検討エリアにおいて、海域利用者等の観点から、確認や検討が必要な情報を以下に整理  
※将来的な技術開発等によって導入可能性が出てきた際に確認が必要と考えられる情報

No.	情報	概要
1	漁場・漁法	50m以深（一般海域内）での漁業への影響、設置を避けるべき場所などの検討
2	重要航路	コンテナ船定期航路への影響
3	希少な動物の生息環境	重要な鳥類の渡りルート、海生哺乳類への影響
4	自衛隊レーダー	警戒管制レーダー、気象レーダーへの影響
5	景観	主要な眺望点からの景観 ※沖合に設置されるため影響は小さいと考えられる
6	大臣許可漁業の対象範囲・操業状況	本市の沖合での漁業への影響、設置を避けるべき場所などの検討

# 3. 5 洋上風力発電のゾーニング

## 3. 5. 4 波力発電の検討

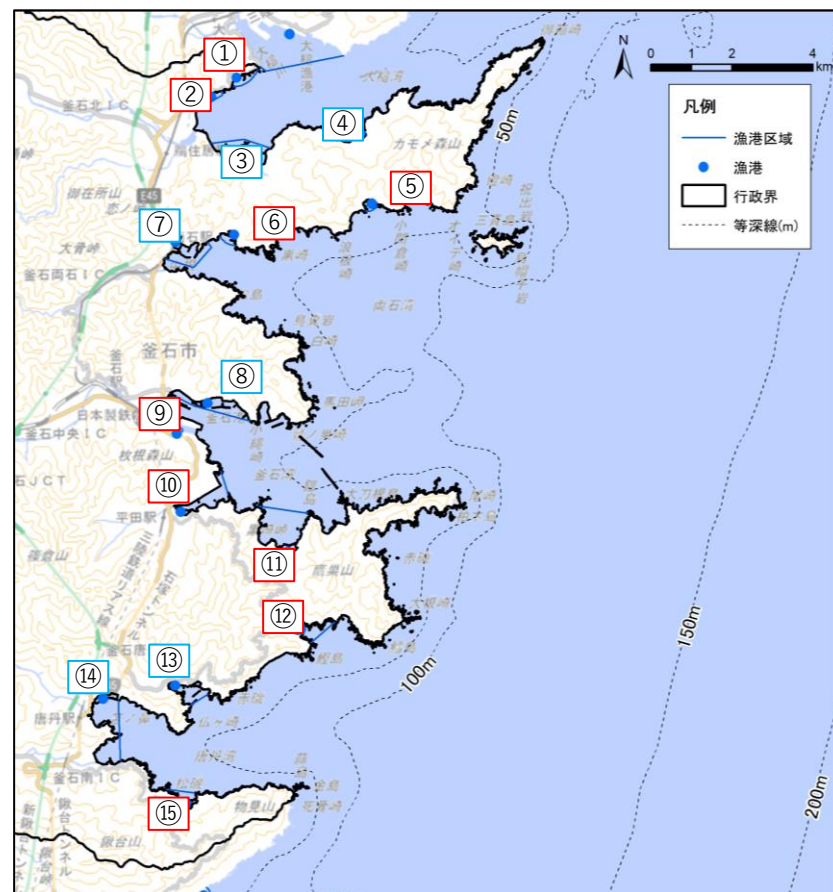
- 釜石市内の15漁港を対象に、構造物へ据え付ける設備を想定し、設置可能性を検討
- 今後、発電設備の技術開発を見据えながら、事業実施場所を具体的に検討

釜石市内の漁港一覧

No.	名称	No.	名称
1	室浜漁港(室浜地区)	9	嬉石漁港
2	室浜漁港(片岸地区)	10	平田漁港
3	箱崎漁港	11	白浜(釜石)漁港
4	白浜(鵜住居)漁港	12	佐須漁港
5	仮宿漁港	13	唐丹漁港
6	桑ノ浜漁港	14	小白浜漁港
7	両石漁港	15	大石漁港
8	釜石漁港		

□ 県管理漁港

□ 市管理漁港

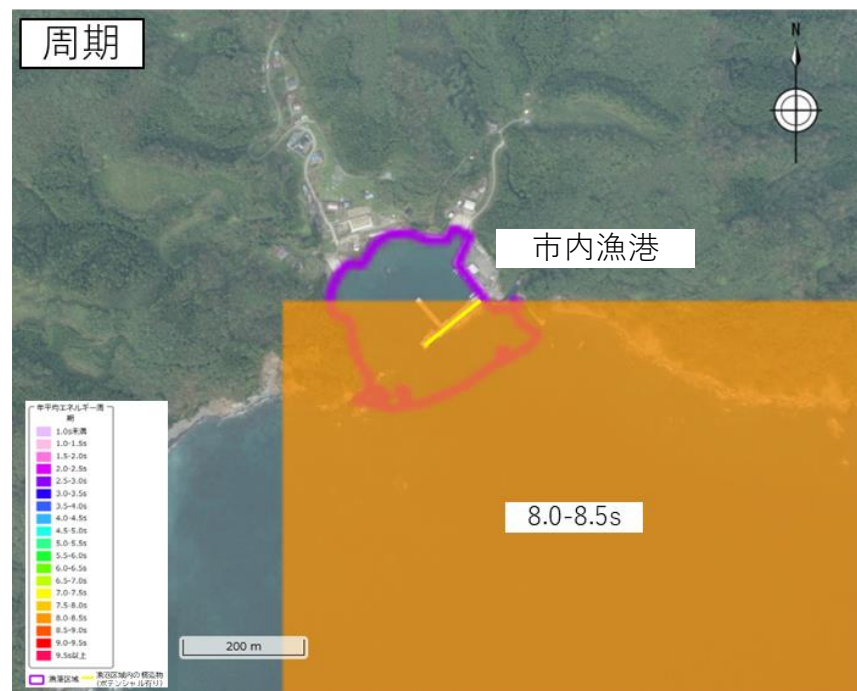
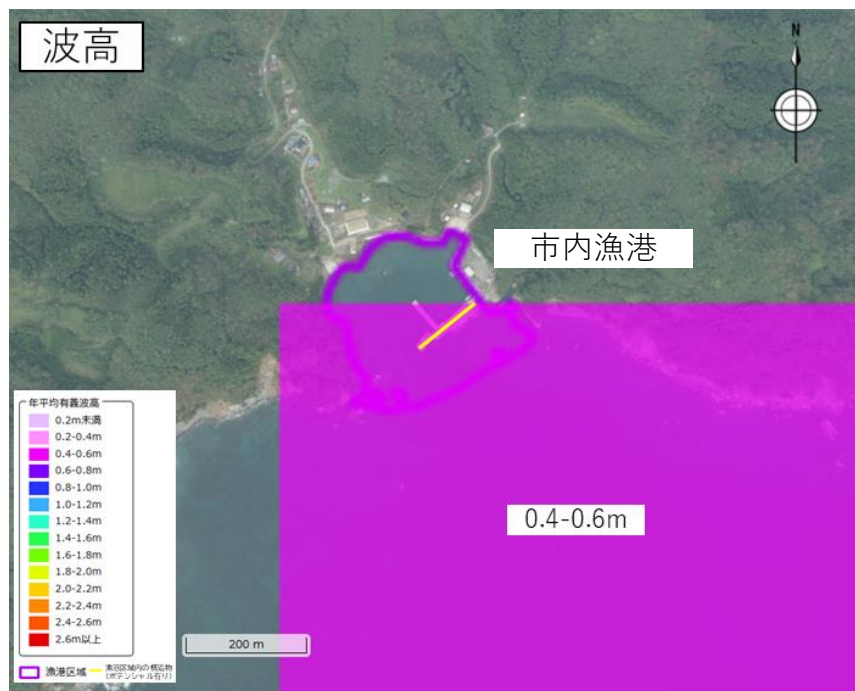


# 3. 5 洋上風力発電のゾーニング

## 3. 5. 4 波力発電の検討

### ゾーニングマップのイメージ

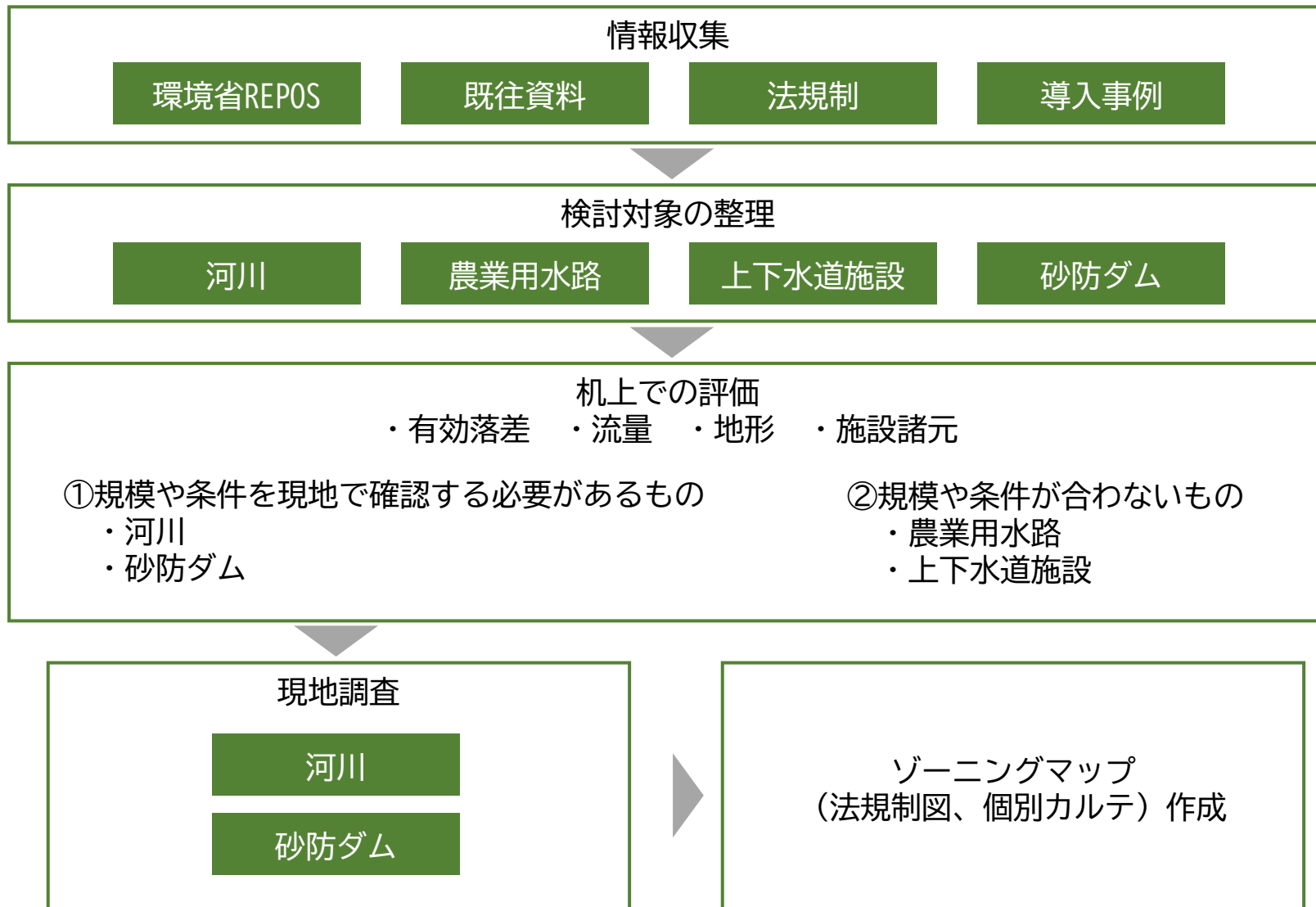
- 波高及びエネルギー周期を踏まえ、大きく波を受けると考えられる市内の漁港区域内的の構造物を抽出



NeoWins (洋上風況マップ) に加筆した ([https://appwdc1.infoc.nedo.go.jp/Nedo\\_Webgis/index.html](https://appwdc1.infoc.nedo.go.jp/Nedo_Webgis/index.html))

# 3. 6 中小水力発電のゾーニング

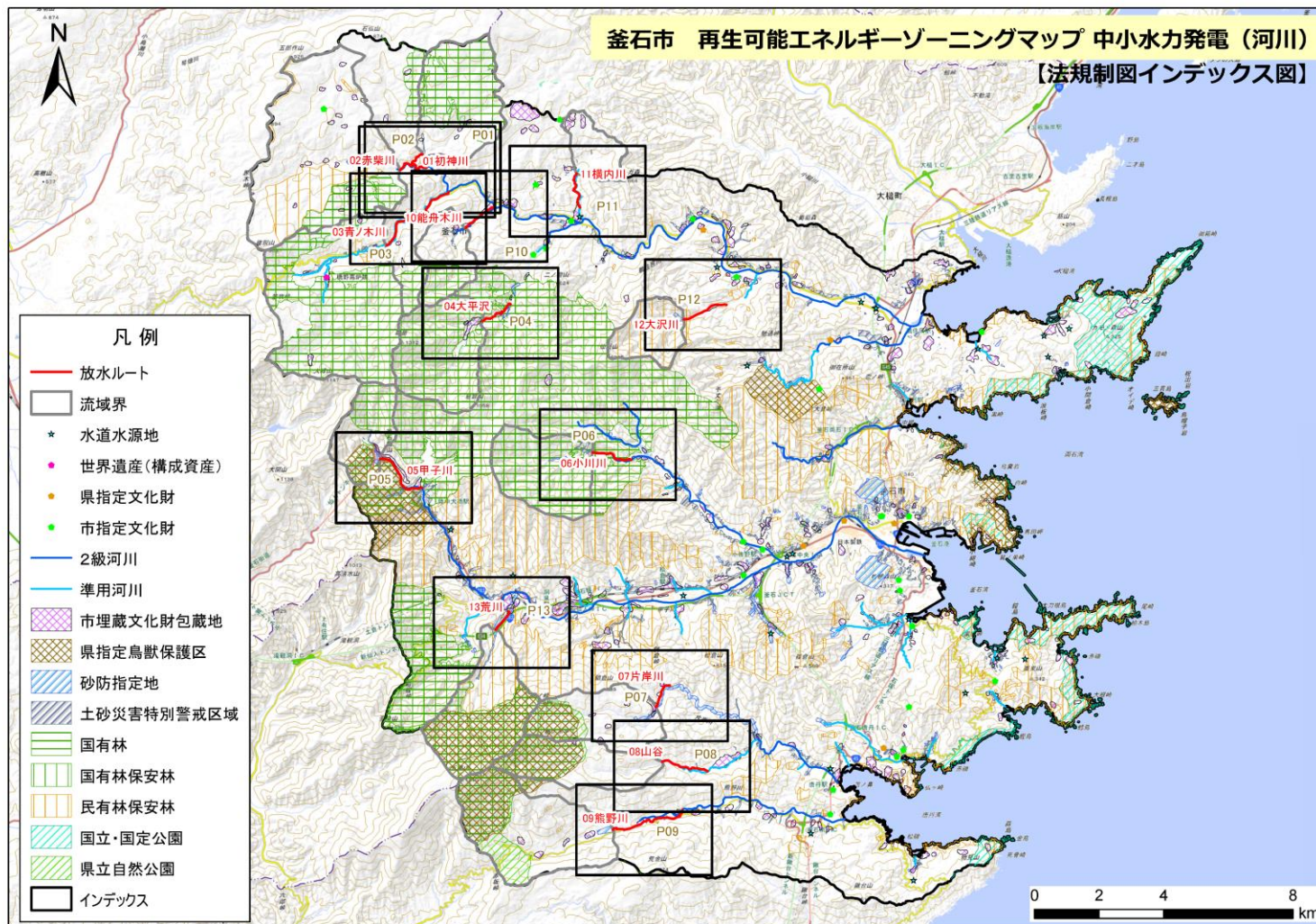
## 3. 6. 1 検討の流れ



# 3. 6 中小水力発電のゾーニング

## 3. 6. 2 ゾーニングマップ（案）

- 河川における中小水力発電の導入候補地13カ所と法規制の位置関係を整理



# 3. 6 中小水力発電のゾーニング

## 3. 6. 3 導入候補地の抽出および現地調査の実施

- ゾーニングマップ素案および設備の導入や水量等の条件から、候補地13カ所を抽出し、現地調査を実施
- 現地調査の結果を踏まえ、特に導入可能性がある「有望地点」を抽出
- 有望地点5カ所および小川川、荒川は夏季(8月)および渇水期(12月)に流量調査を実施

渓流名	取水堰の既設・新設	流域面積 CA km <sup>2</sup>	落差				総落差 H m	水路ルート延長 m	水路ルートの指標			概算出力				送電		有望地点	備考
			取水標高	データ精度	放水標高	データ精度			CA+H	H/L	CA*H/L	地区区分	単位面積使用水量 m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup>	使用水量 m <sup>3</sup> /s	概算出力 P kW	距離 m	備考		
01 初神川	新設	8.25	503	10B	426	10B	77	1,120	635	6.9%	0.57	2ダム平均	0.048	0.38	200	1,840	近傍に配電柱無し		
02 赤柴川	新設	19.12	493	10B	426	10B	67	1,170	1,281	5.7%	1.09	2ダム平均	0.048	0.88	400	1,840	近傍に配電柱無し	◎	
03 青ノ木川	新設	17.81	473	10B	315	10B	158	2,890	2,814	5.5%	0.97	2ダム平均	0.048	0.82	890	50		◎	
04 大平沢	新設	8.00	358	5A	270	5A	88	1,180	704	7.5%	0.60	2ダム平均	0.048	0.37	220	40	単相高圧と推定	◎	
05 甲子川	既設	4.33	421	10B	276	10B	145	1,900	628	7.6%	0.33	2ダム平均	0.048	0.20	200	30		国道283号への管路埋設で相対的に困難	
06 小川川	新設	6.96	227	5A	146	5A	81	1,320	564	6.1%	0.43	2ダム平均	0.048	0.32	180	130			
07 片岸川	新設	6.23	344	5A	296	5A	48	890	299	5.4%	0.34	2ダム平均	0.048	0.29	95	310			
08 山谷	新設	5.80	321	5A	159	5A	162	1,460	940	11.1%	0.64	2ダム平均	0.048	0.27	300	120		◎	
09 熊野川	既設	11.10	316	5A	176	5A	140	2,530	1,554	5.5%	0.61	2ダム平均	0.048	0.51	490	90		◎	
10 能舟木川	新設	3.67	309	10B	229	5A	80	1,100	294	7.3%	0.27	2ダム平均	0.048	0.17	93	30			
11 横内川	新設	2.67	257	5A	176	5A	81	1,260	216	6.4%	0.17	2ダム平均	0.048	0.12	66	100			
12 大沢川	既設	3.48	165	5A	77	5A	88	1,460	306	6.0%	0.21	2ダム平均	0.048	0.16	96	1,050			
13 荒川	既設	8.73	226	5A	171	5A	55	720	480	7.6%	0.67	2ダム平均	0.048	0.40	150	230			

使用水量Q(m<sup>3</sup>/s)=[単位面積当平水流量-0.002]\*CA(km<sup>2</sup>)

概算出力P=9.8\*使用水量\*総落差\*0.93(損失分)\*総合効率0.75


# 3. 6 中小水力発電のゾーニング

## 3. 6. 4 個別カルテ（案）

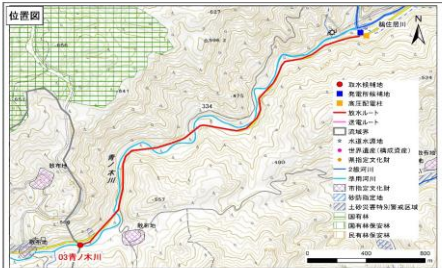
- 河川における中小水力発電の導入候補地13カ所について、カルテ形式で位置や法規制、現地調査結果等を整理

小水力発電候補地 現地調査カルテ 1/6


地点 №	03
地点名称	青ノ木川
取水種別	堰堤新設
河川管理者	釜石市(334)
施設名称	—
施設管理者	—



位置図




衛星画像




小水力発電候補地 現地調査カルテ 2/6

〔現地状況〕


地点 №	03	地点名称	青ノ木川
------	----	------	------




取水候補地正面（堰堤新設）。



取水候補地より下方向。



取水候補地下流左岸側の次砂地に利用可能な土地(河道左岸側)。



取水候補地は県道35号釜石道野線に隣接しており、道路との接続がよい。

小水力発電候補地 現地調査カルテ 6/6

〔補足事項〕	地点 №	03	地点名称	青ノ木川
--------	------	----	------	------

●コメント

流況	初回調査：0.4m <sup>3</sup> /s程度(令和6年6月6日、晴) 夏季調査：0.3m <sup>3</sup> /s程度(令和6年8月20日、晴) 秋季調査：0.3m <sup>3</sup> /s程度(令和6年12月17日、晴)
落差	取水地と発電所の落差が158m程度。
送電	農寄りの高圧配電柱(青ノ木線89)が近接。
接道	発電所候補地に道路が近接し、交通量が少ない。
施工性	放水地点右岸側の河岸段丘上に発電所を施工する場所や資材置き場等に活用できる土地がある。
周辺環境	周辺に人家等は存在しない。
その他	取水候補地および発電所候補地ともに準用河川334に位置している。

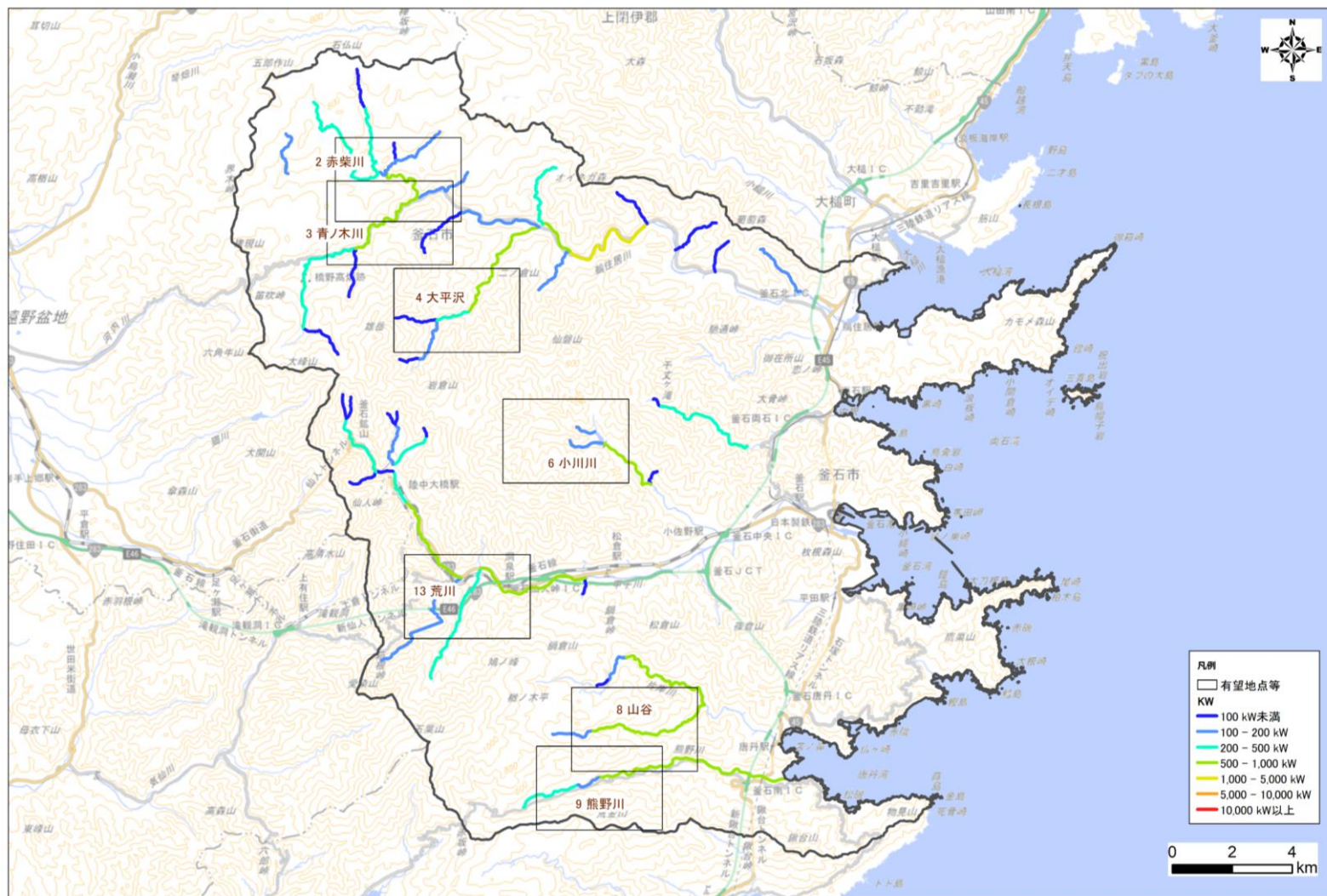
※1: 本資料は現地調査結果を示したもので、誤謬性や事実誤認性を指摘するものではありません。  
事業発注にあたっては確認する法規制等に留意してください。また、事業実施にあたっては関係機関との調整が必要となります。  
※2: 対象河川は準用河川であるため、河川管理者(釜石市)との協議が必要となります。

●関連協議先

河川区域(準用河川)	釜石市建設部建設課管理係
------------	--------------

# 3. 6 中小水力発電のゾーニング

## (参考)市内河川(溪流)の中小水力発電導入ポテンシャル

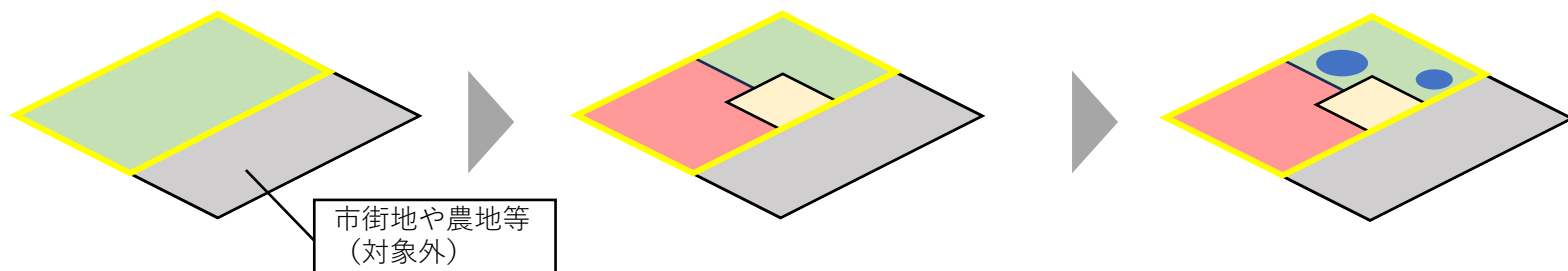


出典:環境省再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)

# 3. 7 木質バイオマス熱利用のゾーニング

## 3. 7. 1 検討の流れ

- 釜石市再生可能エネルギービジョンで、導入目標値等が位置付けられている「木質バイオマス」について検討
- 森林地域(国有林、地域計画対象民有林)を対象に、木材の間伐(カスケード利用)を想定した伐採・造成の利用可能範囲を示す



### ①市全域から対象範囲 (森林地域)をエリア化

#### 対象範囲の整理

- ・ 国有林
- ・ 地域計画対象民有林

### ②保全エリア・調整エリアの 条件を検討(マップ化)

#### 法規制等による条件の整理

- ・ 法規制条件
- ・ 自然環境条件

#### 伐採可能範囲の抽出

- ・ 規制により困難な範囲
- ・ 手続等調整により可能な範囲

### ③事業候補地を検討

#### 事業候補地の検討

- ・ 伐採可能範囲のうち、  
周辺環境を基に抽出

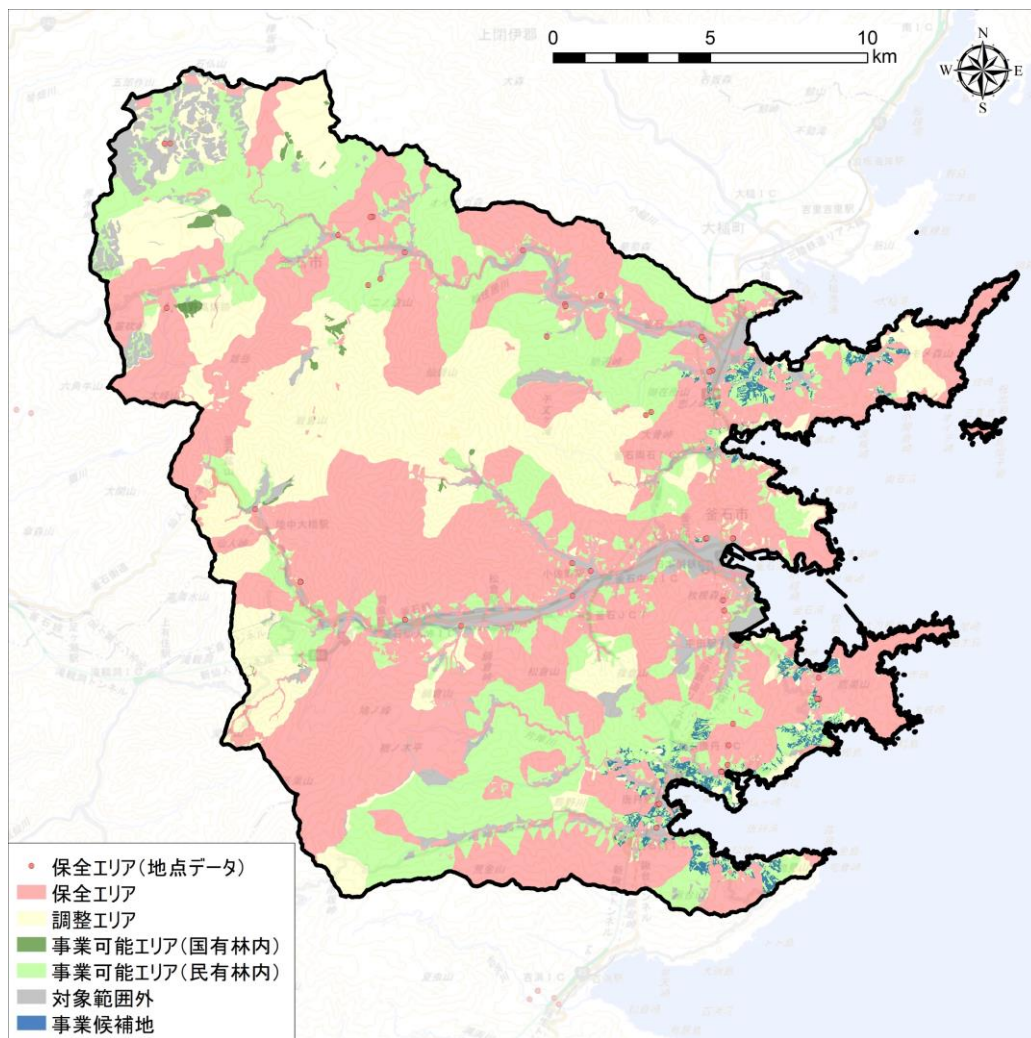
# 3. 7 木質バイオマス熱利用のゾーニング

## 3. 7. 2 ゾーニングマップ（案）

- 各条件の整理結果を基に、GISデータを重ね合わせ、ゾーニングマップ(案)を作成
- 木材生産に当たっては、一定規模以上のまとまりがある箇所が必要となるため、概ね1ha以上を対象として抽出

### 【各エリアの分布】

項目	面積※1 (ha)	割合※2
保全エリア（案）	20,663	46.9%
調整エリア（案）	9,119	20.7%
事業可能エリア（案）	11,544	26.2%
事業候補地（案）	448	1.0%
対象範囲外	2,708	6.4%



※1 GISソフトウェアにより算出した値を整理  
第1種農地など明確に区域が示せない範囲は除く  
※2 市全域（44,035ha）に対する割合を算出  
※3 各エリアの面積の合計は四捨五入により市全域の面積と一致しない場合がある

注) 事業可能エリア、事業候補地=すぐに事業ができるエリアではありません。

# 3. 7 木質バイオマス熱利用のゾーニング

## 3. 7. 3 条件設定（案）

エリア区分	No.	条件設定	備考	
保全 エリア (案)	1	特別保護地区	法令等により伐採等が規制、制限されている範囲	
		第1種特別地域		
		第2種特別地域		
	2	県指定自然環境保全地域		特別地区
	3	国・県指定鳥獣保護区		特別保護地区
	4	砂防指定地		
	5	急傾斜地崩壊危険区域		
	6	土砂災害特別警戒区域		
	7	河川区域及び河川保全区域		
	8	国、県、市指定文化財（史跡、名勝、天然記念物）		
	9	世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯		
	10	特定植物群落生育地域		
	11	巨樹・巨木林（地点情報）		
	12	植生自然度		10：自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
				9：自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
	13	保護林		
	14	土砂災害危険箇所		
15	山地災害危険地区			
16	イヌワシの重要な生息地等			
17	防潮林等の重要と考えられる森林地域			
調整 エリア (案)	18	第3種特別地域	法令等により伐採に届出等の条件がある範囲	
		普通地域		
	19	第1種特別地域		
		第2種特別地域		
		第3種特別地域		
	20	県指定自然環境保全地域		特別地区以外
	21	国・県指定鳥獣保護区		特別保護地区以外
	22	保安林		
23	緑の回廊			
24	既存の再生可能エネルギーの事業地・計画地（太陽光・風力）			
			事業者からの意見を踏まえ追加	

# 3. 7 木質バイオマス熱利用のゾーニング

## 3. 7. 3 条件設定（案）

エリア区分	No.	条件設定	備考
事業可能 エリア (案)	25	保全エリア、調整エリア以外の森林地域	地域計画民有林（第5条森林）、国有林を対象 規制、制限や自然環境を踏まえ、市内で間伐利用の可能性が高い範囲
事業候補地 (案)	26	傾斜30度未満の範囲	間伐作業のしやすさ、木材の運搬などを考慮し、急な斜面は除いた
	26-1	道路・林道	間伐作業のしやすさ、木材の運搬などを考慮し、道路・林道周辺の範囲で検討
	26-2	未利用地（市有地）周辺	一時集積場としての利用可能な場所として、未利用地周辺の1kmの範囲を対象に検討
	26-3	針葉樹がまとまって分布している範囲	間伐利用のしやすさ（乾燥や重量など）から、該当する樹林区分を対象に検討

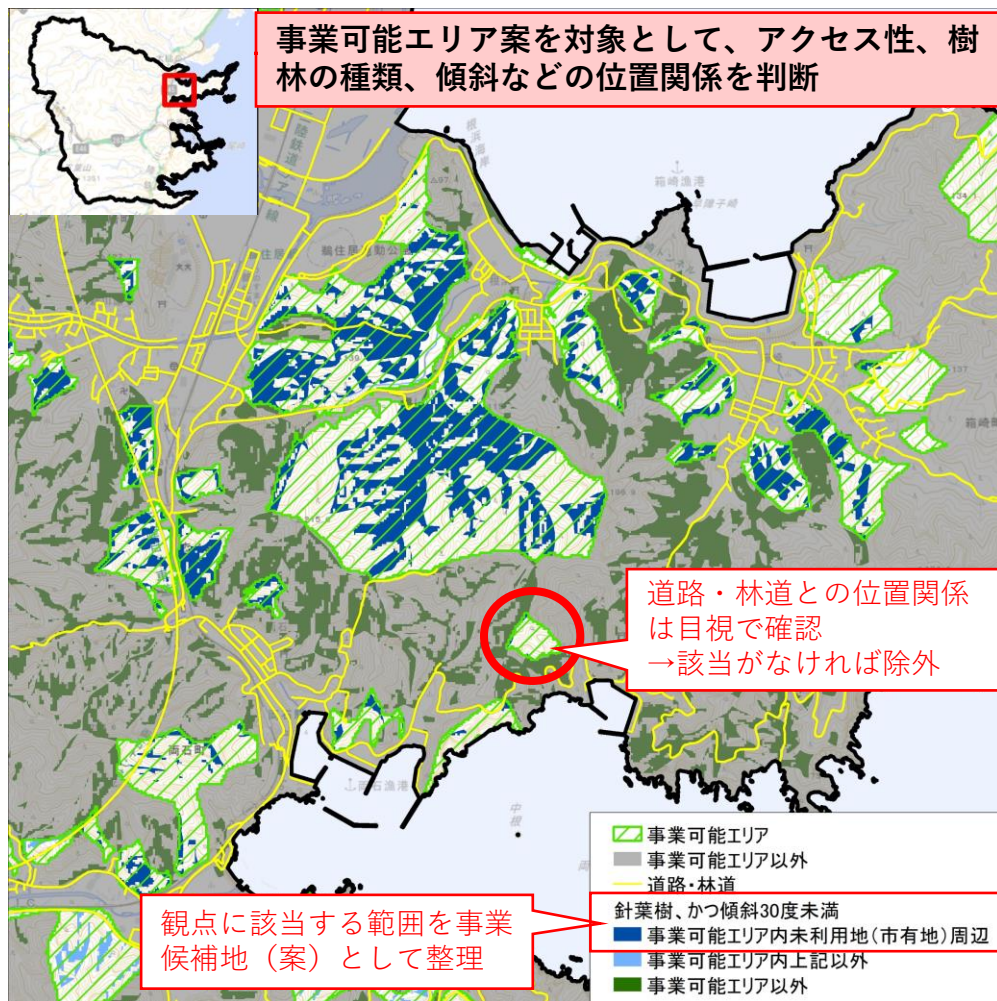
# 3. 7 木質バイオマス熱利用のゾーニング

## 3. 7. 4 事業候補地（案）

- 間伐利用に向けた事業候補地の検討として、以下の観点を地図上で重ね合わせ、絞り込みを実施

No	項目：観点
1	事業可能エリア案の範囲内
2	針葉樹がまとまって分布している範囲 ：森林簿を使用
3	傾斜が緩やかな（30度未満）範囲 ：間伐・運搬の容易さを考慮
4	道路・林道が接道・近接 ：運搬の容易さを考慮
5	未利用地（市有地）の周辺 ：間伐材の集積所として活用を想定

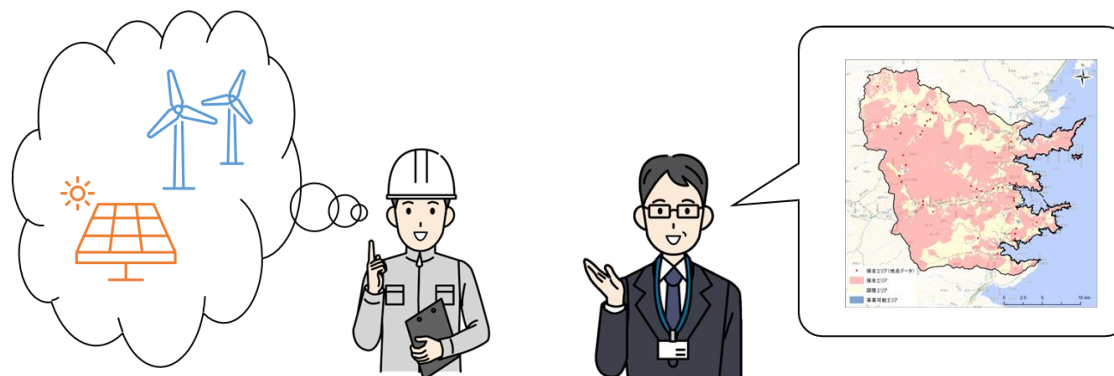
■未利用地、道路、樹林区分、地形との重ね合わせ例



# 4. ゾーニングマップの活用方法

## 4. 1 マップの活用イメージ

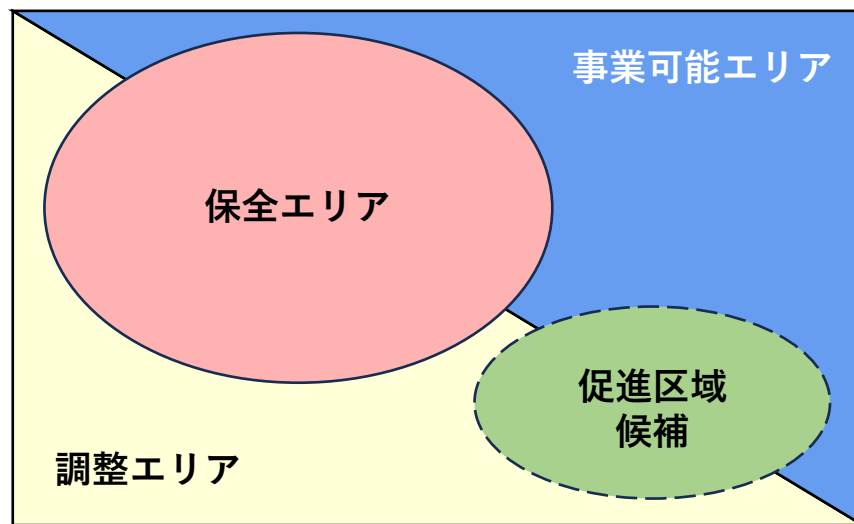
対象	想定する活用方法
再生可能エネルギー事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新たな事業の計画立案</li><li>・ 再生可能エネルギー事業に関連する法規制、事業性のある範囲の把握</li><li>・ 協議、申請時の窓口の把握</li><li>・ 事業に対する地域意見の把握</li></ul>
釜石市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 再生可能エネルギー事業に関連する法規制、事業性のある範囲の把握</li><li>・ 再生可能エネルギー事業者に対する助言</li><li>・ 再生可能エネルギー事業者の参入に向けた企業誘致等</li><li>・ 釜石市再生可能エネルギー事業の適正な促進に関するガイドラインに基づく、当市への貢献</li></ul>



# 4. ゾーニングマップの活用方法

## 4. 2 促進区域の検討

- 作成したゾーニングマップは、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項2号に定められる「促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)」の検討にも活用。
- 調整エリア、事業可能エリアから、促進区域の設定を検討する。



促進区域の設定イメージ

### 再生可能エネルギー別の促進区域設定に向けた考え方

再エネ種別	太陽光発電	陸上風力発電		洋上風力発電	中小水力発電	木質バイオマス熱利用
		大型	中型・小型			
考え方	積極的な利用が期待される、市有の未利用地や災害危険区域内の土地を設定	岩手県や隣接自治体と調整のうえ、設定を検討	設定しない	設定しない	設定しない	設定しない

## 4. ゾーニングマップの活用方法

### 4. 3 活用時の留意事項

★「事業可能エリア」でも、すぐに事業ができるわけではありません。

- ・事業を実施する際には、関連法令等に則った手続きや地権者との合意形成が必要です。
- ・事業にあたってはエリア区分に関わらず、「釜石市再生可能エネルギー事業の適正な促進に関するガイドライン」を遵守し、事業規模に応じて環境アセスメントを適正に実施してください。

★ゾーニングマップの位置データは、原典データの精度や時点等により実際の範囲と一致しないことがあります。

- ・既存の建物や河川区域等該当する恐れのある場所での事業検討にあたっては、釜石市へ相談・確認をお願いします。

★ゾーニングマップには、区域や位置情報が明確でない情報等は反映できていないため、配慮事項も併せてご確認ください。

- ・ゾーニングマップの条件には含めていないものの、ゾーニング事業で得た意見や市の姿勢等により、配慮が必要な場所があります。
- ・具体的な情報※や場所については、市へ相談・確認をお願いします。

※文化財としてのイヌワシ等地図化できない情報など考えられる配慮事項を次ページに整理しましたので、参考としてご確認ください。

# 4. ゾーニングマップの活用方法

## 4. 4 事業検討時の配慮事項（1）

環境配慮事項	項目	収集方法	再エネ種別	
			太陽光	陸上風力
騒音による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>・住宅の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・関係部局が示す情報</li> </ul>	●	●
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取水施設の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・いわての水道概況</li> </ul>	●	—
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な地形・地質の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	●	●
反射光による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>・住宅の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・関係部局が示す情報</li> </ul>	●	—
風車の影による生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>・住宅の分布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・関係部局が示す情報</li> </ul>	—	●
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区（監視地区）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省レッドリスト</li> <li>・岩手県レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方環境事務所に聴取</li> <li>・いわてレッドデータブック</li> <li>・岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県希少動植物の保護に関する条例で指定する指定希少野生動物及び特定希少野生動物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家に聴取</li> <li>・岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電に係るセンシティビティマップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>	—	●
植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度の高い地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定植物群落</li> <li>・巨木・巨木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省レッドリスト</li> <li>・岩手県レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方環境事務所に聴取</li> <li>・いわてレッドデータブック</li> <li>・岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県希少動植物の保護に関する条例で指定する指定希少野生動物及び特定希少野生動物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家に聴取</li> <li>・岩手県自然環境保全指針</li> </ul>	●	●
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生の対象となる区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・東北地方環境事務所WEBページ</li> <li>・自然再生協議会に聴取</li> </ul>	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要湿地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・東北地方環境事務所に聴取</li> </ul>	●	●
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立・国定公園（特別保護地区、第1種特別地域以外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立/国定公園、県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点</li> <li>・長距離自然歩道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・東北地方環境事務所に聴取</li> <li>・県自然保護担当課に聴取</li> </ul>	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立自然公園（普通地域）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・県自然保護担当課WEBページ</li> </ul>	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産における眺望点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県世界遺産担当課に聴取</li> </ul>	—	●
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県自然保護担当課に聴取</li> </ul>	●	●

# 4. ゾーニングマップの活用方法

## 4. 4 事業検討時の配慮事項（2）

環境配慮事項	項目	収集方法	再エネ種別	
			太陽光	陸上風力
その他	・土砂災害警戒区域	・県砂防担当課WEBページ	●	●
	・国、県、市指定の文化財 ・周知の埋蔵文化財包蔵地	・EADAS ・市文化振興課に聴取	●	●
	・第1種農地	・農業委員会に聴取	●	●
	・緑の回廊 ・地域森林計画対象民有林（5条森林）	・国有林は、東北森林管理局に聴取 ・民有林は、県森林整備担当課に聴取	●	●
	・保安林第1級地 ・盛土規制法上の規制区域 ・地域の使用用途がある土地	・岩手県に聴取 ・市に聴取	●	●
	・地域計画範囲	・市水産農林課に聴取	●	●
	・既存・計画中の再生可能エネルギー事業地	・市国際港湾産業課に聴取	●	●

# 5. スケジュール

